

(六〇)

が、まずこの私の考え方につきました

て、当局の御所見を承りたいと思うのであります。

○久下政府委員 国民健康保険に対する給付費の交付方式につきまして、ただいま佐藤委員から修正の御意見が出たのでございしますが、ごもつともございまして、私どもとしては、昨日も国民健康保険小委員会におきまして、同様の御意見が出ましたので、財政当局とも打合せをいたしました結果、政府といたしましては、御提案のように修正をいたすことに異議がございません。

○佐藤(考)委員 私の考え方、御同意を賜りまして感謝いたしません。

なお一つ伺つて置きたいのであります。この一割五分の国庫補助によりまして、相当保険者はその苦境が緩和されることを確信するのでございしますが、私の見解をもつていたしますれば、一番大きく救済されるものは、現在保険事業を行つておられます市町村だと思ひます。次は、いまだこの事業を行つていない市町村が、この助成に刺激される、行方よいなことに推進される、これが第二だと思ひます。従つて一旦この事業は行ひましたけれども、現在休止をいたしております市町村は、もちろんある程度この一割五分の助成によつて復活するであらうけれども、それは私の考え方といたしますれば、ただいま申し述べました第一、第二よりは少い、これは第三位である、私はかように想像いたしておりますのであります。そういたしまして、私のこの想像が誤りないといひますと、何といたしまして、第二にあげました点、第三にあげました点、これが事業を急速に回復せしむる

ことに對して、相当御当局から熱意をもつていただきたい。また熱意に即応する施策がなければならぬと思ひます。この医療給付費に對する一割五分の助成をもつて満足すべきではない。將來この一割五分を二割程度に増額するといふ御意見がありやなしや、これが第一の質問であります。

第二点は、国民健康保険法の第二条を改正いたしまして、將來強制設立に持つて行く御意見がございしますかどううか、この二点を伺つておきたいと思ひます。

○久下政府委員 第一の国庫の補助額を今後増額する意思があるかどうかといふこと、これは、私どもも、たゞしは、いろいろ財政の事情から、当初要求をいたしておりました二割負担の補助の獲得ができたのでございしますけれども、一方におきまして、御審議をいたしておりました貸付制度の拡充等によりまして、大昭和二十八年年度におきましては、国民健康保険事業に對しまして赤字を生じないような経営をしてもらへるよう考へなければならぬと思つて、その線で指導してゐるのであります。しかしながら、これはあくまでも見込みにすぎないのでございまして、私どもの見込みなりあるいは努力なりが、先ほど申し上げたような結果になるとは限らないのでございします。私どもも、いたしましては、各方面の御要望であり、また二割補助といふものも、そうした場合におきましては、全面的な努力をして獲得をいたさなければならぬと考へておるのでございします。国民健康保険法の二条を改正して、

強制設立まで持つて行くということにつきましても、各方面から御意見のあるところ、ございまして、むしろ給付に對する国庫の負担を實現するために、これに先行して強制設立等をなすべきであるといふ御意見が相当強く述べられておつたのでございします。これに對しまして、私どももいたしましては、何分にも数多い、また状態も条件も違ひます個々の市町村でございします、これらの実情をいかに検討いたしまして、一方的に強制設立ではたしてよいかどうかといふことについて疑念を持ち、まず財政的な裏づけをしてやるといふことが先決問題であると思ひますのでございします。幸いに各方面の御協力によりまして、一割五分の給付費の補助が實現をいたしましたのであります、私どもも前段申し上げたような趣旨におきまして、この予算を有効に使用して、その結果を見定めまして、ただいまお話のような措置につきましては検討をいたしてみたいと思ひますのでございします。あくまでも法律で強制をすること、これは、実効をあげませんと意味がないわけ、ございします。その、そういう点につきまして、実態をさらに見定めまして決定をいたしたいと考へてゐるのでございします。

なおつけ加えて申し上げておきたいと思ひますが、本年は国民健康保険法施行十五周年に相当いたしますので、若干の予算を獲得し、いろいろ記念的な事業をいたしたいと思ひますので、私どもは、この際国民健康保険法整備五箇年計画といふものを確立して、各方面の御協力を得たいと考へてゐる次第でございします。余分なことではあります、申し加えておきます。

○平野委員長 この際ちよつと前後いたしますが、未帰還者留守家族等援護法案、及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案の二案が本委員会に付託となりましたので、両案を一括してこの際議題とし、厚生大臣より趣旨の説明を求めたいと存じます。山縣厚生大臣。

未帰還者留守家族等援護法案
未帰還者留守家族等援護法
目次
第一章 総則(第一条―第四条)
第二章 援護(第五条―第二十八
条)
第三章 調査(第二十九条)
第四章 雑則(第三十条―第三十
六条)

附則
第一章 総則
(この法律の目的)
第一条 この法律は、未帰還者の留守家族に對して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合において必要な療養の給付等を行ひ、もつてこれらの者を援護することを目的とする。

(未帰還者)
第二条 この法律において「未帰還者」とは、左の各号に掲げる者であつて、日本の国籍を有するものをいう。
一 もとの陸海軍に属してゐた者(もとの陸海軍から俸給、給料又はこれに相当する給付を受け、いなくなつた者を除く)であつて、まだ復員していないもの(以下「未復員者」といふ)。
二 未復員者以外の者であつて、

昭和二十年八月九日以後ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ、まだ帰還していないもの(自己の意思により帰還しないと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、自己の意思により本邦に在つた者を除く)。

2 日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁されている者及び本邦以外の地域において拘禁されていた者であつて、その拘禁を解かれまだ帰還していないものは、この法律の適用については、未帰還者とみなす。但し、日本の国籍を有しない者は、この限りでない。

(帰還)
第三条 この法律において「帰還」とは、未帰還者が本邦以外の地域から居住の目的をもつて、本邦に歸することをいう。

2 前条第二項の規定により未帰還者とみなされる者であつて、本邦において拘禁されているものが、その拘禁を解かれたときは、帰還したものとなす。

(留守家族)
第四条 この法律において「留守家族」とは、未帰還者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子、父母、孫及び祖父母であつて、本邦に住所又は居所を有するものをいう。

2 留守家族は、当該未帰還者が死亡していたことが後に判明した場合においても、その死亡の日にかのぼつて留守家族でなかつたものとして取り扱われることはない。

第二章 援護

(留守家族手当の支給)

第五条 未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給する。

2 留守家族手当の支給は、これを受けようとする者の申請に基いて行う。

(留守家族の順位)

第六条 留守家族手当の支給を受けることができる留守家族の順位は、配偶者、子、父母、孫及び祖父母の順序とし、父母については、養父母は実父母に、祖父母については、養父母の父母は実父母の父母に、父母の養父母は父母の実父母に、それぞれ先だつものとする。

2 先順位者たるべき者が、次順位者たるべき者より後に生ずるに至つたときは、前項の規定は、当該次順位者が留守家族手当の支給を受けることができなくなつた後に限り、適用する。

(留守家族手当の支給条件)

第七条 留守家族手当は、未帰還者が帰還しているとするれば、留守家族が主としてその者の収入によつて生計を維持していると認められる場合であつて、且つ、夫、子、父母、孫又は祖父母については、これらの者がそれぞれ左の各号に規定する条件に該当する場合に支給する。

一 夫については、不具廃疾であること。

二 子については、十八歳未満であること、又は不具廃疾であること。

三 父母については、六十歳以上であること、不具廃疾であること、又は配偶者がなく、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

四 孫については、十八歳未満であること、又は不具廃疾であること。

五 祖父母については、六十歳以上であること、又は不具廃疾であること。

(留守家族手当の額)

第八条 留守家族手当の月額額は、二千円とする。但し、前条の規定に該当する留守家族が二人以上ある場合においては、二千円にこれらの留守家族のうち一人を除いた者一人につき四百円を加えた額とする。

(同順位者数人ある場合の支給の申請)

第九条 留守家族手当の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、これらの者は、同順位者全員のために、そのうち一人を選定して留守家族手当の支給の申請をしなければならない。

(留守家族手当の支給方法)

第十条 留守家族手当は、毎月、その月分を支払ふものとする。

(支給の始期及び終期等)

第十一条 留守家族手当の支給は、留守家族が、留守家族手当の支給の申請をした日の属する月の翌月(留守家族手当の支給を受けていた留守家族が留守家族手当の支給を受けることができなくなつたことにより、次順位者に転給する場合においては、当該転給の原因たる事由が生じた日の属する月の翌月)から始め、左の各号の一に該当するに至つた日の属する月で終る。

一 未帰還者が帰還したとき。

二 厚生大臣によつて未帰還者が自己の意思により帰還しないものと認められたとき。

三 未帰還者の死亡の事実が判明するに至つたとき。

四 前各号のほか、留守家族手当の支給を受けていた留守家族が、留守家族手当の支給を受けることができなくなつたとき。

2 留守家族は、未帰還者が死亡したものと確認するに足る資料を得た場合又は左に掲げる事実を知るに至つた場合には、厚生省令で定める場合を除き、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 未帰還者が帰還したこと。

二 未帰還者が自己の意思により帰還しない状態にあること。

三 前項第一号に規定する事実について届出があつた場合においては、未帰還者が帰還した日の属する月の翌月以後、当該留守家族がその事実を知るに至つた日まで、すでに支給した留守家族手当は、国庫に返還させないことができる。

4 第一項第二号又は第三号の規定により留守家族手当の支給を終えた場合において、その支給の終了前に当該留守家族が第二項に規定する資料を得、又は同項第二号に掲げる事実を知つていたものであるときは、その資料を得、又はその事実を知るに至つた日の属する月の翌月以後すでに支給した留守家族手当は、国庫に返還させることができる。

(留守家族手当の額の改訂)

第十二条 留守家族手当の支給を受けている留守家族につき、新たに第八条但書の規定により加給すべき留守家族があるに至つた場合における留守家族手当の額の改定は、当該留守家族手当の支給を受けている留守家族の申請により、当該申請のあつた日の属する月の翌月(当該加給の原因となつた事由が生じた日から一箇月以内に申請があつた場合においては、当該事由の生じた日の属する月の翌月)から行う。

2 留守家族手当の支給を受けている留守家族につき、加給の原因となつた留守家族がなくなつた場合又はその数が減じた場合における留守家族手当の額の改訂は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(留守家族手当の支給をしない場合)

第十三条 この法律の施行後三年を経過した日以後においては、過去七年以内に生存していたと認めるに足る資料がない未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給しない。

(恩給法との調整)

第十四条 未帰還者に関し、恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による普通恩給(地方公共団体において支給するこれに相当する給付を含む)を受ける権利につき裁定があつた場合においては、当該未帰還者の留守家族には、当該普通恩給の支給額の限度において、留守家族手当を支給しない。

(帰郷旅費)

第十五条 未帰還者が帰還したときは、厚生省令の定めるところにより、帰郷旅費として、一人につき千円から三千円まで(十八歳未満の者については、五百円から千五百円まで)を支給する。

(遺骨埋葬経費)

第十六条 未復員者、未復員者以外の未帰還者でソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にあるもの又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされるものにつき、その者の死亡の事実が判明するに至つた場合においては、遺骨の埋葬に要する経費として、その遺族(遺族がない場合においては、葬祭を行う者)に対し、その者の申請により、死亡者一人につき三千円を支給する。但し、本邦に住所又は居所を有しない者には、支給しない。

2 前項に規定する遺族の範囲は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とし、その順位は、葬祭を行う遺族があるときはその者を先にし、その者がないときは配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による。

(遺骨引取経費)

第十七条 前条第一項に規定する者

につき、その者の死亡の事実が判明するに至つた場合においては、遺骨の引取に要する経費として、その遺族に対し、その者の申請により、死亡者一人につき二千七百円を支給する。但し、本邦に住所又は居所を有しない者には、支給しない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(療養の給付)

第十八条 厚生大臣は、第十六条第一項に規定する者が自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還後療養を要する場合においては、帰還後三年を限り、その者の申請により、必要な療養の給付を行う。

2 前項の療養の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が同項の規定に該当する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定による療養の給付を受けている者が、同項の期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、更に三年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行うことができる。

4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(療養の給付の範囲)

第十九条 療養の給付の範囲は、左の通りとする。

- 一 診療
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他

の治療並びに施術
四 病院又は診療所への収容
五 看護
六 移送

(療養の給付の機関)

第二十条 療養の給付は、厚生大臣の指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)において、行うものとする。

(診療方針及び診療報酬)

第二十一条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるものとする。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることが適当でないとき、診療方針及び診療報酬は、厚生大臣の定めるところによる。

(医療費の審査)

第二十二条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣の行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するにあつては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める審査委員会の意見をきかなければならない。

(報告の請求及び検査)

第二十三条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があるとき

は、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(療養費の支給)

第二十四条 厚生大臣は、第十八条の規定により療養の給付を受けることができる者が、緊急その他やむを得ない事由のため、指定医療機関以外の医療機関から療養を受けた場合において、その必要があると認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 療養費の額は、療養に要する費用を基準として、厚生大臣が定める。

3 療養に要する費用の額は、指定医療機関が請求することができる診療報酬の額の例による。

(療養中の死亡者)

第二十五条 第十八条の規定により療養の給付(前条の規定による療養費の支給を含む。以下同じ。)を受けている者が、当該負傷又は疾病につき療養を受けている間に死亡した場合においては、第十六条の規定を準用する。

(障害一時金)

第二十六条 第十六条第一項に規定

する者が、自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還の際なおつていいる場合、帰還後三年(療養の給付を受ける者については、その受けることのできる期間)以内になつた場合又はなおならないがその期間を経過した場合において、別表中欄に掲げる程度の障害の状態にあるときは、その程度に応じ、その者の申請により、障害一時金として、同表下欄に定める金額を支給する。

(再給付等の禁止)

第二十七条 障害一時金の支給を受けた者には、同一の事由については、以後療養の給付を行わず、また、重ねて障害一時金を支給しない。

2 同一の事由について、他の法令の規定により障害一時金に相当する給付を受けた者には、この法律による療養の給付を行わず、又は障害一時金を支給しない。

3 同一の事由について、他の法令の規定により療養の給付に相当する給付を受けている者には、この法律による療養の給付を行わなければならない。

(報告の請求)

第二十八条 厚生大臣は、療養の給付及び障害一時金の支給(以下「療養の給付等」という。)に関して必要があると認めるときは、療養の給付等を受ける者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

第三章 調査説明

(調査説明)
第二十九条 国は、未帰還者の状況について調査説明に努めなければならない。

第四章 雑則

(時効)

第三十条 療養の給付等を受ける権利は、これらの給付事由の生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(譲渡等の禁止)

第三十一条 この法律により援護を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(非課税)

第三十二条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

2 援護に関する書類には、印紙税を課さない。

(本邦)

第三十三条 この法律において「本邦」には、北緯二十九度以南の南西諸島を含むものとする。

(権限又は事務の委任)

第三十四条 この法律の施行に関する厚生大臣の権限又は権限に属する事務であつた、政令で定めるものは、政令で定めるところにより、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)に規定する行政機関の長、都道府県知事その他政令で定める者に委任することができる。

(省令への委任)

第三十五条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執

行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(罰則)
第三十六条 第二十八条の規定によ

る報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に処

する。
附則

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

別表

障害の程度	障害の状況	金額
第一級	一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三 精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの 四 胸部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの 五 半身不随となつたもの 六 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 七 両上肢の用を全廃したもの 八 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 九 両下肢の用を全廃したもの	三八、〇〇〇円
第二級	一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 三 両上肢を腕関節以上で失つたもの 四 両下肢を足関節以上で失つたもの	三四、〇〇〇円
第三級	一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 三 精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 四 胸部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 五 十指を失つたもの	三〇、〇〇〇円
第四級	一 両眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 鼓膜の全部の欠損其他に因り両耳の聴力を全く失つたもの 四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六 十指の用を廃したもの 七 両足をリスフラン関節以上で失つたもの	二七、〇〇〇円
第五級	一 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三 鼓膜の大部分の欠損その他に因り両耳の聴力が耳鼓に接しなければ大声を解することができないもの 四 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 五 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 六 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 七 一手の五指又はおや指及びひとさし指をあわせ四指を失つたもの	二四、〇〇〇円
第六級	一 一眼が失明し他眼の視力が〇・六以下に減じたもの 二 鼓膜の中等度の欠損その他に因り両耳の聴力が四十センチメートル以上では尋常の語声を解することができないもの 三 精神に障害を残し軽易な労務の外服することができないもの 四 胸部臓器の機能に障害を残し軽易な労務の外服することができないもの 五 一手のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以上を失つたもの 六 一手の五指又はおや指及びひとさし指をあわせ四指の用を廃したもの 七 一足をリスフラン関節以上で失つたもの 八 両足指全部の用を廃したもの 九 女子の外貌に著しい醜状を残すもの 一〇 両側の睾丸を失つたもの	二一、〇〇〇円
第七級	一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二 脊柱に運動障害を残すもの 三 神経系統の機能に著しい障害を残し軽易な労務の外服することができないもの 四 一手のおや指とあわせ二指を失つたもの	一八、〇〇〇円

第八級 五 一手のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以上の用を廃したものの 六 一下肢を五センチメートル以上短縮したものの 七 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの 八 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの 九 一上肢に仮関節を残すもの 一〇 一下肢に仮関節を残すもの 一一 一足の指の全部を失つたもの 一二 脾臓又は一側の腎臓を失つたもの 一五、〇〇〇円	第九級 一 両眼の視力が〇・六以下に減じたもの 二 一眼の視力が〇・六以下に減じたもの 三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの 六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 七 鼓膜全部の欠損その他に因り一耳の聴力を全く失つたもの 八 一手のおや指を失つたもの、ひとさし指をあわせ二指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の三指を失つたもの 九 一手のおや指をあわせ二指の用を廃したものの 一〇 一足の第一指をあわせ二指以上を失つたもの 一一 一足の指の全部の用を廃したものの 一二 生殖器に著しい障害を残すもの 一一、〇〇〇円	第一〇級 一 一眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 三 十四齒以上に対し歯科補綴を加えたもの 四 鼓膜の大部分の欠損その他に因り一耳の聴力が耳鼓に接しなければ大声を解することができないもの 五 一手のひとさし指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の二指を失つたもの 六 一手のおや指の用を廃したものの、ひとさし指をあわせ二指の用を廃したものの又はおや指及びひとさし指以外の三指の用を廃したものの 七 一下肢を三センチメートル以上短縮したものの 八 一足の第一指又は他の四指を失つたもの 九、六〇〇円
第九 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 一〇 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの	第二級 一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四 鼓膜の中等度の欠損その他に因り一耳の聴力が四〇センチメートル以上では尋常の話を解することができないもの 五 脊柱に奇形を残すもの 六 一手のなか指又はくすり指を失つたもの 七 一手のひとさし指の用を廃したものの又はおや指及びひとさし指以外の二指の用を廃したものの 八 一足の第一指をあわせ二指以上の用を廃したものの 九 胸腹部臓器に障害を残すもの 七、二〇〇円	第二級 一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 七齒以上に対し歯科補綴を加えたもの 四 一耳の耳鼓の大部分を欠損したものの 五 鎖骨、肋骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 八 長管骨に奇形を残すもの 九 一手のなか指又はくすり指の用を廃したものの 一〇 一足の第二指を失つたもの、第二指をあわせ二指を失つたもの又は第三指以下の三指を失つたもの 一一 一足の第一指又は他の四指の用を廃したものの 一二 局部に強固な神経症状を残すもの 一三 男子の外貌に著しい醜状を残すもの 一四 女子の外貌に醜状を残すもの 四、八〇〇円

第三級

- 一 一眼の視力が〇・六以下に減じたもの
- 二 一眼の半盲症、視野狹窄又は視野変状を残すもの
- 三 阿根のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつ毛はげを残すもの
- 四 一手の二指を失つたもの
- 五 一手のおや指の指骨の一部を失つたもの
- 六 一手のひとさし指の指骨の一部を失つたもの
- 七 一手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなったもの
- 八 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの
- 九 一足の第三指以外の一指又は二指を失つたもの
- 一〇 一足の第二指の用を廃したものの、第二指をあわせ二指の用を廃したもの又は第三指以下の三指の用を廃したもの

三、二〇〇円

第四級

- 一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつ毛はげを残すもの
- 二 三指以上に対し歯科補綴を加えたもの
- 三 上肢の露出面に手掌面大の腫瘍を残すもの
- 四 下肢の露出面に手掌面大の腫瘍を残すもの
- 五 一手の二指の用を廃したもの
- 六 一手のおや指及びひとさし指以外の指骨の一部を失つたもの
- 七 一手のおや指及びひとさし指以外の指の末関節を屈伸することができなくなったもの
- 八 一足の第三指以下の一指又は二指の用を廃したもの
- 九 局部に神経症状を残すもの
- 一〇 男子の外貌に醜状を残すもの

一、六〇〇円

備考

一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。

二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三 指の用を廃したものは、指の末関節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五 足指の用を廃したものは、第一指は末関節の半分以上、その他の指は末関節以上を失つたもの又は趾趾関節若しくは第一指関節（第一指にあつては足指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「以下「軍属」という。」を削り、同項に次の一号を加え、同条第二項中「前項各号」を「前項第一号及び第二号」に改める。

三 旧国家総動員法（昭和十三年法律第五十五号）（旧関東州国家総動員令（昭和十四年勅令第六百九号）を含む。）に基いて設立された船舶運送会の運航する船舶の乗組員

第三条第一項第二号中「軍属」を「前条第一項第二号に掲げる者」に改め、同条第一項に次の一号を加え、同条第二項中「前項第二号」を「前項第二号及び第三号」に改める。

三 前条第一項第三号に掲げる者

第一項症	第二項症	第三項症	第四項症	第五項症	第六項症
一、二、三、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円	八二、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二四、〇〇〇円

2

第二十六条を次のように改める。

（遺族年金の額等）

第二十六条 遺族年金の額は、遺族のうち、先順位者については、一人につき左の各号に定める額、その他の遺族については、一人につき五千円とする。

一 先順位者が一人の場合においては、二万五千二百円

二 先順位者が二人以上ある場合においては、二万五千二百円に先順位者のうち一人を除いた者一人につき五千円を加えた額を先順位者の数で除して得た額前項に規定する先順位者を定め

5

先順位者として遺族年金を受けける者につき当該遺族年金の支給を停止すべき事由が生じた場合にお

7

いて、同順位者があるときは、当該遺族年金の支給を停止する間、その同順位者のみを先順位者とみなし、同順位者がいないときは、その間、次順位者を先順位者とみなす。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(遺族年金の返還の免除)

第三十二条の二 死亡したものと認定されていた軍人軍属又は軍人軍属であつた者が生存していることが判明した場合において、その遺族と認定されていた者に遺族年金が支給されているときは、当該生存の事実が判明した日までにすでに支給した遺族年金は、国庫に返還させないことができる。

2 前項に規定する場合において、軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族と認定され、遺族年金の支給を受けていた者は、生存の事実を遅滞なく厚生大臣に届け出なければ、同項の規定の適用を受けることができない。

第三十四条第二項中「旧国家総動員法(昭和十三年法律第五十五号)(旧南洋群島における国家総動員に関する件(昭和十三年勅令第三百十七号)及び旧関東州総動員令(昭和十四年勅令第六百九号)を含む。）」を「旧国家総動員法(旧南洋群島における国家総動員に関する件(昭和十三年勅令第三百十七号)及び旧関東州国家総動員令を含む。）」に、「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第二号又は第三号」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条

第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定の適用については、第二条第一項第三号に掲げる者の徴用令書を受けた日から徴用を解除された日までの期間(その者の第三条第一項第三号の期間を除く。)内における業務上の負傷又は疾病を在職期間内の公務上の負傷又は疾病とみなす。

第三十六条に次の一項を加える。

2 前項の規定により弔慰金を受けべき順位にある遺族が、昭和二十七年四月一日(死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日)において生死不明であり、且つ、その日以後引き続き二年以上(その者が昭和二十七年四月一日(死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日)まで)にすでに二年以上生死不明であるときは、一年以上)生死不明の場合において、同順位者がいないときは、次順位者の申請により、当該次順位者(当該次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者)を弔慰金を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。

第三十七條第一項中「第三十四条第二項及び第三項」を「第三十四条第二項から第四項まで」に改める。

第三十九條中「同条」を「同条第二項及び第三項」に、「又はその支給の請求」を「若しくはその権利の裁定又は第三十七條に規定する国債の元利金の請求若しくはその支払」に改める。

第四十六條に次の但書を加える。

但し、国民金融公庫及び別に法律で定める金融機関に担保に供する場合、この限りではない。

第四十八條第二項中「援護に関する書類」の下に「及び第三十七條に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類」を加える。

附則中第九項を削り、第八項中「前項」を「第七項」に改め、同項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 前項の者に対して、その者が、この法律の規定による障害年金又は遺族年金を受ける権利の裁定を受けるまでの間に、同項の規定によつて停止すべき給付保険法の規定による障害年金又は遺族年金を支給したときは、同項の規定にかかわらず、保険給付として支給したものとみなす。この場合において、政令の定めるところにより、その障害年金又は遺族年金の額(遺族年金については、前項の規定により停止すべき部分の額に相当する額を、この法律の規定による障害年金又は遺族年金の額から控除して支給することができる。

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 この法律中第三十四条及び附則の改正規定は、昭和二十七年四月一日から適用する。弔慰金に関しては、第二条から第四条まで及び第七条の改正規定も、同様とする。

8 改正後の第二条第一項第三号に

掲げる者又はその遺族に關しこの法律を適用する場合においては、第七條(第一項中各号を除く)、第二十五條第一項及び第三十條第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、第十一條第二号及び第二十九條第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」と、第十三條第一項及び第三十條第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十八年四月」と、第二十五條第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」とする。

がら終戦後すでに相當の年月を経過した今日においては、このような俸給支給の建前はきわめて不自然な姿となつてゐるのみならず、種々都合も生じておられますので、むしろ今日の段階においては端的に留守家族を援護するといふ見地から措置することが妥當であると愚料いたすのであります。よつてこの際、これらの法令を廃止し、留守家族そのものを対象とし、より実情に即した援護を行いますとともに、従来未復員者給与方法によつて行われていた各種の給付と同様の援護を行うことを目的とする未帰還者留守家族等援護法を制定しようとするものであります。

次にこの法律の概要について御説明申し上げます。まずこの法律で規定する未帰還者の範囲でありますが、第一は、元陸海軍に属しまだ復員していない者、第二は、昭和二十八年八月九日以降ソ連、中共地域内において生存していたと認められる資料がある一般邦人であつて、自己の意思によつて帰還しないことと認められる者以外の者、第三は、平和条約第十一條に掲げる裁判により拘禁されている者を含むのであります。

次にこの法律による援護を受けることができる留守家族の範囲は、未帰還者が本邦に残している妻、不具歴疾の夫、十八歳未満または不具歴疾の子、六十歳以上または不具歴疾の父母、配偶者がなく、かつ、扶養する直系血族のない父または母、十八歳未満または不具歴疾の孫、及び六十歳以上または不具歴疾の祖父母であつて、未帰還者が帰還しているとすれば主としてその者の収入によつて生計を維持していると認められるものであります。しかしこれら留守家族のうち先順位の者に

対しまして、留守家族手当として月額二千二百円を支給し、なお、他に前述の留守家族があり場合は、一人当り月額四百円を加給することとしたてゐるのであります。

なお、この法律にいう未帰還者のうちには状況不明となつてゐる者をも含んでゐるのでありますが、長年月にわたつてその状況が判明しない未帰還者について無期限に留守家族手当を支給するということは、必ずしも当を得た措置とは申されませんので、この法律においては、留守家族が留守家族手当を受けることができる期間を一定期間に限定いたしてゐるのであります。

しかしながら、もとより政府といたしましては、未帰還者の状況の調査究明につき今後とも努力いたさなければならぬところでありまして、特にこの法律におきましては、国は未帰還者の状況について調査究明に努めなければならぬ旨の規定を設けてゐる次第であります。

以上のほか、この法律による保護として、未帰還者が帰還したとき、帰郷旅費として一人につき千円から三千円までを支給し、但し十八歳未満の者にはその半額であります。未帰還者のうち未復員者及びソ連における未復員者と同様の実情にあつた者が、帰還した後必要がある場合には、一定の条件を具える者につき、療養の給付を行ひ、身体に障害を残してゐる場合には、最高三万八千円から千六百円までの障害一時金を支給し、なおまた外地において右に述べた状態にあつた未帰還者が死亡した場合には、その遺族に対し遺骨埋葬経費として三千円、遺骨

引取経費として二千七百円を支給することに相なつております。

これらの措置の施行に要する経費は、全額国庫負担でありまして、留守家族手当の所要経費九億六千万円、帰郷旅費の所要経費三千万円、遺骨埋葬経費及び遺骨引取経費の所要経費六千万円、療養費、障害一時金等に要する経費四億九千万円、廃止した旧法令に基く未支給分の給付及び旧法令からこの法律への切替に當つての実績保障に要する経費四億九千万円、事務費その他七千万円、計約二十一億円を計上いたしてゐる次第であります。

なお、恩給法の一部を改正する法律案におきましては、未帰還公務員のうち、普通恩給の最短期間中に達したものにつきましては普通恩給を給することとし、その者の親族で本邦にあるものが本人に代つてこれを請求することができる制度を樹立し、留守家族保護の趣旨の一端を実現しようとしてゐるのであります。恩給法における右の措置は、この法律の保護と相まつて、留守家族保護に補綴なきを期してゐるのであります。

以上がこの法律案の大要であります。なお次に、ただいま議題となつております戦傷病者遺族等援護法の一部を改正する法律案の提案理由について、御説明申し上げたいと存じます。

戦傷病者、戦没者遺族等の援護につきましては、第十三国会において、戦傷病者遺族等援護法が成立いたしました。昨年四月一日から施行され、万全とは申せないにいたしまして、国家補償の精神に基づきます処遇が

行われて参つたのであります。が、今回、援護の措置をさらに強化いたし、するにために、この法律の一部を改正することにいたしましたのであります。ここにその理由及び内容の大要について御説明いたしたいと存じます。

第一に太平洋戦争中、旧国家総動員法に基いて設立せられた船舶運送會の運航する船舶の乗組員は、戦時中軍人軍属と同様の戦争危険にさらされて参つたのであります。兵員、軍需物資等の輸送にあたり、あるいはまた前線作戦に参加する等、まつたく軍人軍属と同様の危険な任務に服してゐたものであり、ことにその危険の程度は、軍人のそれに比肩し、あるいはそれ以上に及んでゐたのであります。これらの事情にかんがみまして、右の給員を、この法律の援護の対象とすることがきわめて緊要と存じますので、新たにこれを軍属の範囲に加えた次第であります。

第二に年金額につきましては、本国会に提案されてゐます恩給法の一部を改正する法律案による旧軍人の増加恩給、公務扶助料の額ともならみ合せまして、現在の国家財政の許す限りにおいて引き上げまして、援護の強化をはかることにいたしましたのであります。すなわち障害年金につきましては、不具喪疾の程度に依り、九万円から二万四千円でありましたものを、十八万一千円から二万四千円に、遺族年金につきましては、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序により、先順位者その他の遺族に区分をいたしまして、おの／＼一人につき二万五千二百円及び五千円といたさうとするものであります。

その他、この法律の円滑な施行を期しますために、必要な二、三の点につきまして、あわせて所要の改正をいたすことにしたのであります。

なお旧軍人恩給の復活に伴ひまして、従前この法律により援護いたしておりました旧軍人またはその遺族につきましては、原則として恩給法に転移いたしますことと相なりますが、これに伴ひます本法との関係につきまして、その間補綴関係の生じないようにいたしてあります。

次に、これらの措置を講じますのに必要な経費につきましては、障害年金及び遺族年金支給に要する経費約二十八億円、遺族国庫債券の元利金支払いに要する経費約百三十億円、更生医療等に要する経費約五億円、その他必要な事務費が昭和二十八年年度予算に計上されてゐるのであります。

以上、提案理由につきまして御説明申し上げた次第であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御議決あらんことを切望いたす次第であります。

○平野委員長 本案に關しまして御質疑はございませんか。――御質問もないようであります。なおこの両案は細部にわたるに綿密なる検討が必要と思はれますので、この両案を戦争犠牲者補償に關する小委員会の審査に付したいと存じますが、そのように決するに御異議ありませんか。

○平野委員長 御異議なしと認め、右両案は戦争犠牲者補償に關する小委員会に付託することに決しました。

○平野委員長 次に日程に追加して、麻薬取締法案及び大麻取締法の一部を改正する法律案の両案を一括議題として審査に入ります。

○平野委員長 次は山縣厚生大臣より趣旨の説明を聴取したいと存じます。山縣厚生大臣。

麻薬取締法案
目次
第一章 總則(第一条・第二条)
第二章 免許(第三条・第十一条)
第三章 禁止及び制限(第十二条・第二十九条)
第四章 取扱(第三十条・第三十六条)
第五章 業務に關する記録及び届出(第三十七條・第五十条)
第六章 監督(第五十一条・第五十八條)
第七章 雜則(第五十九條・第六十三條)
第八章 罰則(第六十四條・第七十五條)

附則
第一章 總則
(目的)
第一条 この法律は、麻薬が医療及び學術研究以外の用途に使用されることによつて生ずる保健衛生上の危害を防止するため、その輸入、輸出、製造、製剤、譲渡、譲受、所持等について必要な取締を行ふことを目的とする。

(用語の定義)
第二条 この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ

九

当該各号に定めるところによる。

一 麻薬 別表に掲げる物をいう。

二 家庭麻薬 別表第二十四号但書に規定する物をいう。

三 麻薬取扱者 麻薬製造業者、麻薬輸出入業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬卸売業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬研究者及び麻薬研究者をいう。

四 麻薬営業業者 麻薬施用者、麻薬管理業者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者をいう。

五 麻薬輸出入業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を輸入することとを業とする者をいう。

六 麻薬輸出業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を輸出することとを業とする者をいう。

七 麻薬製造業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製造することと（麻薬を精製すること、及び麻薬に化学的变化を加えて他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。

八 麻薬製剤業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製剤すること（麻薬に化学的变化を加えないで他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。

九 家庭麻薬製造業者 厚生大臣の免許を受けて、家庭麻薬を製造することとを業とする者をいう。

十 麻薬卸売業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬卸売業者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

十一 麻薬卸売業者 都道府県知事の免許を受けて、麻薬卸売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

十二 麻薬小売業者 都道府県知事の免許を受けて、麻薬施用者の麻薬を記載した処方せんにより調剤された麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

十三 麻薬施用者 都道府県知事の免許を受けて、疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付する者をいう。

十四 麻薬管理業者 都道府県知事の免許を受けて、麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される麻薬を業務上管理する者をいう。

十五 麻薬研究者 都道府県知事の免許を受けて、學術研究のため、麻薬原料植物を栽培し、又は麻薬を製造し、若しくは使用することを業とする者をいう。

十六 業務所 麻薬取扱業者が業務上又は研究上麻薬を取り扱う店舗、製造所、製剤所、薬局、病院、診療所（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五条第一項に規定する医師又は歯科医師の住所を含む。以下同じ。）及び研究施設をいう。但し、同一の都道府県の区域内にある二以上の病院、診療所若しくは家畜診療施設又は研究施設で診療又は研究に従事する麻薬施用者又は麻薬研究者については、主として診療又は研究に従事する病院、診療所若しくは家畜診療施設又は研究施設のみを業務所とする。

十七 麻薬診療施設 麻薬施用者が診療に従事する病院、診療所及び家畜診療施設をいう。

十八 麻薬研究施設 麻薬研究者が研究に従事する研究施設をいう。

造することを業とする者をいう。

十 麻薬卸売業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬卸売業者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

十一 麻薬卸売業者 都道府県知事の免許を受けて、麻薬卸売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

十二 麻薬小売業者 都道府県知事の免許を受けて、麻薬施用者の麻薬を記載した処方せんにより調剤された麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

十三 麻薬施用者 都道府県知事の免許を受けて、疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付する者をいう。

十四 麻薬管理業者 都道府県知事の免許を受けて、麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される麻薬を業務上管理する者をいう。

十五 麻薬研究者 都道府県知事の免許を受けて、學術研究のため、麻薬原料植物を栽培し、又は麻薬を製造し、若しくは使用することを業とする者をいう。

十六 業務所 麻薬取扱業者が業務上又は研究上麻薬を取り扱う店舗、製造所、製剤所、薬局、病院、診療所（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五条第一項に規定する医師又は歯科医師の住所を含む。以下同じ。）及び研究施設をいう。但し、同一の都道府県の区域内にある二以上の病院、診療所若しくは家畜診療施設又は研究施設で診療又は研究に従事する麻薬施用者又は麻薬研究者については、主として診療又は研究に従事する病院、診療所若しくは家畜診療施設又は研究施設のみを業務所とする。

十七 麻薬診療施設 麻薬施用者が診療に従事する病院、診療所及び家畜診療施設をいう。

十八 麻薬研究施設 麻薬研究者が研究に従事する研究施設をいう。

十九 麻薬製造業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製造することと（麻薬を精製すること、及び麻薬に化学的变化を加えて他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。

二十 麻薬製剤業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製剤すること（麻薬に化学的变化を加えないで他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。

二十一 家庭麻薬製造業者 厚生大臣の免許を受けて、家庭麻薬を製造することとを業とする者をいう。

二十二 麻薬取扱業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製造することと（麻薬を精製すること、及び麻薬に化学的变化を加えて他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。

二十三 麻薬輸出入業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を輸入することとを業とする者をいう。

二十四 麻薬輸出業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を輸出することとを業とする者をいう。

二十五 麻薬製造業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製造することと（麻薬を精製すること、及び麻薬に化学的变化を加えて他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。

二十六 麻薬製剤業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製剤すること（麻薬に化学的变化を加えないで他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。

二十七 家庭麻薬製造業者 厚生大臣の免許を受けて、家庭麻薬を製造することとを業とする者をいう。

所を含む。以下同じ。）、家畜診療施設（往診のみによつて家畜の診療に従事する獣医師の住所を含む。以下同じ。）及び研究施設をいう。但し、同一の都道府県の区域内にある二以上の病院、診療所若しくは家畜診療施設又は研究施設で診療又は研究に従事する麻薬施用者又は麻薬研究者については、主として診療又は研究に従事する病院、診療所若しくは家畜診療施設又は研究施設のみを業務所とする。

十七 麻薬診療施設 麻薬施用者が診療に従事する病院、診療所及び家畜診療施設をいう。

十八 麻薬研究施設 麻薬研究者が研究に従事する研究施設をいう。

十九 麻薬製造業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製造することと（麻薬を精製すること、及び麻薬に化学的变化を加えて他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。

二十 麻薬製剤業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製剤すること（麻薬に化学的变化を加えないで他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。

二十一 家庭麻薬製造業者 厚生大臣の免許を受けて、家庭麻薬を製造することとを業とする者をいう。

二十二 麻薬取扱業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製造することと（麻薬を精製すること、及び麻薬に化学的变化を加えて他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。

二十三 麻薬輸出入業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を輸入することとを業とする者をいう。

二十四 麻薬輸出業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を輸出することとを業とする者をいう。

二十五 麻薬製造業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製造することと（麻薬を精製すること、及び麻薬に化学的变化を加えて他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。

二十六 麻薬製剤業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製剤すること（麻薬に化学的变化を加えないで他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。

二十七 家庭麻薬製造業者 厚生大臣の免許を受けて、家庭麻薬を製造することとを業とする者をいう。

二十八 麻薬取扱業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製造することと（麻薬を精製すること、及び麻薬に化学的变化を加えて他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。

二十九 麻薬輸出入業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を輸入することとを業とする者をいう。

三十 麻薬輸出業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を輸出することとを業とする者をいう。

三十一 麻薬製造業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製造することと（麻薬を精製すること、及び麻薬に化学的变化を加えて他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。

三十二 麻薬製剤業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製剤すること（麻薬に化学的变化を加えないで他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。

三十三 家庭麻薬製造業者 厚生大臣の免許を受けて、家庭麻薬を製造することとを業とする者をいう。

三十四 麻薬取扱業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製造することと（麻薬を精製すること、及び麻薬に化学的变化を加えて他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。

の製造業又は販売業の登録を受けている者であつて、自ら薬剤師であるか又は薬剤師を使用しているもの。

三 麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は家庭麻薬製造業者の免許については、薬事法の規定により医薬品の製造業の登録を受けている者。

四 麻薬卸売業者又は麻薬卸売業者の免許については、薬事法の規定により薬局の登録を受けている者又は同法の規定により医薬品の販売業の登録を受けている者であつて、自ら薬剤師であるか若しくは薬剤師を使用しているもの。

五 麻薬小売業者の免許については、薬事法の規定により薬局の登録を受けている者。

六 麻薬施用者の免許については、医師、歯科医師又は獣医師又は、医師、歯科医師、獣医師又は麻薬研究者の免許に付いては、學術研究上麻薬原料植物を栽培し、又は麻薬を製造し、若しくは使用することを必要とする者。

七 麻薬管理業者の免許については、医師、歯科医師、獣医師又は麻薬研究者の免許に付いては、學術研究上麻薬原料植物を栽培し、又は麻薬を製造し、若しくは使用することを必要とする者。

八 麻薬製剤業者の免許については、學術研究上麻薬原料植物を栽培し、又は麻薬を製造し、若しくは使用することを必要とする者。

九 家庭麻薬製造業者の免許については、薬事法の規定により医薬品の製造業の登録を受けている者。

十 麻薬取扱業者の免許については、薬事法の規定により医薬品の製造業の登録を受けている者。

十一 麻薬輸出入業者の免許については、薬事法の規定により医薬品の輸出入業の登録を受けている者。

十二 麻薬輸出業者の免許については、薬事法の規定により医薬品の輸出入業の登録を受けている者。

十三 麻薬製造業者の免許については、薬事法の規定により麻薬製造業の登録を受けている者。

十四 麻薬製剤業者の免許については、薬事法の規定により麻薬製剤業の登録を受けている者。

十五 家庭麻薬製造業者の免許については、薬事法の規定により家庭麻薬製造業の登録を受けている者。

十六 麻薬取扱業者の免許については、薬事法の規定により麻薬取扱業の登録を受けている者。

十七 麻薬輸出入業者の免許については、薬事法の規定により麻薬輸出入業の登録を受けている者。

十八 麻薬輸出業者の免許については、薬事法の規定により麻薬輸出業の登録を受けている者。

十九 麻薬製造業者の免許については、薬事法の規定により麻薬製造業の登録を受けている者。

二十 麻薬製剤業者の免許については、薬事法の規定により麻薬製剤業の登録を受けている者。

篇第十四章に定める罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者。

三 禁治産者

四 精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者

五 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前各号の一に該当する者があるもの。

六 都道府県知事は、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理業者又は麻薬研究者の免許を行つたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

（免許証）

第四条 厚生大臣又は都道府県知事は、前条の規定により麻薬取扱者の免許を行つたときは、当該麻薬取扱者に対して免許証を交付しなければならない。

2 免許証には、麻薬取扱者の氏名又は名称及び住所その他厚生省令で定める事項を記載しなければならない。

3 免許証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

（免許の有効期間）

第五条 麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日からその年の十二月三十一日までとする。

（免許の失効）

第六条 麻薬取扱者の免許は、その有効期間が満了したとき、及び第五十一条第一項の規定により取り消されたときは、左の各号の一に該当するときは、その効力を失ふ。

一 麻薬取扱業者が業務上又は研究上麻薬を取り扱う店舗、製造所、製剤所、薬局、病院、診療所（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五条第一項に規定する医師又は歯科医師の住所を含む。以下同じ。）及び研究施設をいう。但し、同一の都道府県の区域内にある二以上の病院、診療所若しくは家畜診療施設又は研究施設で診療又は研究に従事する麻薬施用者又は麻薬研究者については、主として診療又は研究に従事する病院、診療所若しくは家畜診療施設又は研究施設のみを業務所とする。

十七 麻薬診療施設 麻薬施用者が診療に従事する病院、診療所及び家畜診療施設をいう。

十八 麻薬研究施設 麻薬研究者が研究に従事する研究施設をいう。

十九 麻薬製造業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製造することと（麻薬を精製すること、及び麻薬に化学的变化を加えて他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。

二十 麻薬製剤業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製剤すること（麻薬に化学的变化を加えないで他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。

三十一 家庭麻薬製造業者 厚生大臣の免許を受けて、家庭麻薬を製造することとを業とする者をいう。

三十二 麻薬取扱業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製造することと（麻薬を精製すること、及び麻薬に化学的变化を加えて他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。

三十三 麻薬輸出入業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を輸入することとを業とする者をいう。

一次条第一項の届出があつたと
き。

二 当該麻薬取扱者が第三條第二
項各号の資格を欠くに至つたと
き。

(業務廃止等の届出)

第七條 麻薬取扱者は、当該免許の
有効期間中に当該免許に係る業務
所における麻薬に関する業務又は
研究を廃止したときは、十五日以
内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業
者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、
家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売
業者にあつては厚生大臣に、麻薬
卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施
用者、麻薬管理者又は麻薬研究者
にあつては都道府県知事に、免許
証を添えてその旨を届け出なけれ
ばならない。

2 前項の規定は、麻薬取扱者が第
三條第二項各号の資格を欠くに至
つた場合に準用する。

3 麻薬取扱者が死亡し、又は法人
たる麻薬取扱者が解散したとき
は、その相続人若しくは相続人に
代つて相続財産を管理する者又は
清算人、破産管財人若しくは合併
後存続し、若しくは合併により設
立された法人の代表者は、十五日
以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出
業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業
者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元
卸売業者の死亡又は解散の場合に
あつては厚生大臣に、麻薬卸売業
者、麻薬小売業者、麻薬施用者、
麻薬管理者又は麻薬研究者の死亡
又は解散の場合にあつては都道府
県知事に、免許証を添えてその旨
を届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前三項の届出
を受けたときは、すみやかに厚生
大臣に報告しなければならない。

(免許証の返納)

第八條 麻薬取扱者は、その免許の
有効期間が満了し、又は第五十一
條第一項の規定により免許を取り
消されたときは、十五日以内に、
麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻
薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭
麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者
にあつては厚生大臣に、麻薬卸売
業者、麻薬小売業者、麻薬施用
者、麻薬管理者又は麻薬研究者に
あつては都道府県知事に、その免
許証を返納しなければならない。

(免許証の記載事項の変更)

第九條 麻薬取扱者は、免許証の記
載事項に変更を生じたときは、十
五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬
輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製
剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻
薬元卸売業者にあつては厚生大臣
に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者
者、麻薬施用者、麻薬管理者又は
麻薬研究者にあつては都道府県知
事に、免許証を添えてその旨を届
け出なければならない。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、
前項の届出があつたときは、すみ
やかに免許証を書き替えて当該麻
薬取扱者に交付しなければならない。
(免許証の再交付)

第十條 麻薬取扱者は、免許証を
損し、又は亡失したときは、十五
日以内に、その事由を記載し、且
つ、き損した場合にその免許証
を添えて、麻薬輸入業者、麻薬輸
出業者、麻薬製造業者、麻薬製
剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻
薬元卸売業者にあつては厚生大臣
に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者
者、麻薬施用者、麻薬管理者又は
麻薬研究者にあつては都道府県知
事に、免許証を添えてその旨を届
け出なければならない。

出業者、麻薬製造業者、麻薬製
剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻
薬元卸売業者にあつては厚生大臣
に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、
麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬
研究者にあつては都道府県知事に、
免許証の再交付を申請しなければ
ならない。

2 麻薬取扱者は、前項の規定によ
り免許証の再交付を受けた後、
亡失した免許証を発見したとき
は、十五日以内に、麻薬輸入業
者、麻薬輸出業者、麻薬製造業
者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造
業者又は麻薬元卸売業者にあつて
は厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻
薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管
理者又は麻薬研究者にあつては都
道府県知事に、その免許証を返納
しなければならない。

(手数料)

第十一條 左の各号に掲げる者は、
それぞれ当該各号に定める額の手
数料を納めなければならない。

一 麻薬輸入業者、麻薬輸出業
者、麻薬製造業者、麻薬製剤業
者、家庭麻薬製造業者又は麻薬
元卸売業者の免許を申請する者
二千円

二 麻薬卸売業者の免許を申請す
る者 千五百円

三 麻薬小売業者、麻薬施用者又
は麻薬管理者の免許を申請する
者 二百円

四 麻薬研究者の免許を申請する
者 百円

五 免許証の再交付を申請する者
百円
2 前項第一号の手数料及び第五号

中麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、
麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家
庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業
者の免許証の再交付を申請する者
の納める手数料は、国庫の収入と
し、その他の手数料は、都道府県
の収入とする。

第三章 禁止及び制限

(禁止行為)

第十二條 ジャセチルモルヒネ、そ
の塩類又はこれらのいづれかを含
有する麻薬は、何人も、輸入し、
輸出し、製造し、製剤し、譲り渡
し、譲り受け、交付し、施用し、
所持し、又は廃棄してはならな
い。但し、麻薬研究施設設置者
が厚生大臣の許可を受けて、譲り
渡し、譲り受け、又は廃棄する場
合及び麻薬研究者が厚生大臣の許
可を受けて、研究のため、製造
し、製剤し、施用し、又は所持す
る場合は、この限りでない。

2 麻薬原料植物は、何人も、栽培
してはならない。但し、麻薬研究
者が厚生大臣の許可を受けて、研
究のため栽培する場合は、この限
りでない。

(輸入)

第十三條 麻薬輸入業者でなけれ
ば、麻薬(前条第一項に規定する
麻薬を除く。以下この章において
同じ)を輸入してはならない。

(輸入の許可)

第十四條 麻薬輸入業者は、麻薬を
輸入しようとするときは、そのつ
ど厚生大臣の許可を受けなければ
ならない。

2 前項の許可を受けようとする者
は、左に掲げる事項を記載した許

可申請書を厚生大臣に提出しなけ
ればならない。

一 輸入しようとする麻薬の品名
及び数量

二 輸出者の氏名又は名称及び住
所

三 輸入の期間

四 輸送の方法

五 輸入港名

3 第一項の許可を受けた者は、前
項各号の事項を変更しようとする
ときは、厚生大臣の許可を受けな
ければならない。

4 厚生大臣は、国内における当該
麻薬の需要量及び保有量を考慮し
て適当でないとき、第一
項又は前項の許可を与えないこ
とができる。

5 厚生大臣は、第一項の許可をし
たときは、申請者の氏名又は名称
及び住所並びに第二項に掲げる事
項を記載した輸入許可書及び輸入
許可証明書を交付する。

6 厚生大臣は、第三項の許可をし
たときは、輸入許可書及び輸入許
可証明書を置き替えて交付する。

(輸出許可証明書の提出)

第十五條 麻薬輸入業者は、麻薬を
輸入したときは、相手国発給の輸
出許可証明書を、その麻薬を輸入
した日又は輸出許可証明書を受け
取つた日から十日以内に、厚生大
臣に提出しなければならない。

(輸入許可書の返納)

第十六條 麻薬輸入業者は、許可を
受けた輸入の期間内に麻薬を輸入
しなかつたときは、その期間の満
了後十日以内に、輸入許可書を厚

ない。

とができる。

者、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売

設置者でなければ、麻薬を譲り受

の治療の目的で、麻薬を施用し、

若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。

4 麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名及び住所（患者にあつては、その種類並びにその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所、麻薬の品名、分量、用法用量及び使用期間、発行の年月日、自己の氏名、免許証の番号並びに業務所の名称及び所在地を記載して、押印しなければならぬ。

（所持）
第二十八条 麻薬取扱者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、麻薬を所持してはならない。但し、麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受け、又は麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が、その麻薬を所持する場合、この限りでない。

2 家庭麻薬製造業者は、コデイン、ジヒドロコデイン及びこれらの塩類以外の麻薬を所持してはならない。

（麻薬）
第二十九条 麻薬を廃棄しようとする者は、麻薬の品名及び数量並びに麻薬の方法について、厚生大臣の許可を受けなければならない。

（証紙による封かん）
第三十条 麻薬輸入業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、その輸入し、製造し、又は製剤し、若しくは小分けした麻薬を譲り渡すとき、

きは、厚生省令の定めるところにより、麻薬を収めた容器又は容器の直接の被包に、政府発行の証紙で封を施さなければならない。

2 麻薬業者（麻薬小売業者を除く）は、前項の規定により封が施されているままでなければ、麻薬を譲り渡してはならない。

3 麻薬施用者又は麻薬小売業者は、第一項の規定により封が施されているまま、麻薬を交付し、又は麻薬を譲り渡してはならない。

4 前三項の規定は、第二十四条第十項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合には、適用しない。

（容器及び被包の記載）
第三十一条 麻薬業者（麻薬小売業者を除く）は、その容器及び容器の直接の被包に（麻）の記号及び左に掲げる事項が記載されている麻薬以外の麻薬を譲り渡してはならない。但し、第二十四条第十項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

一 輸入、製造、製剤又は小分けの年月日
二 成分たる麻薬の品名及び分量
三 その他厚生省令で定める事項

（譲受証及び譲渡証）
第三十二条 麻薬業者（麻薬小売業者を除く）は、麻薬を譲り渡す場合には、譲受人から譲受人が厚生省令の定める様式により作成し、押印した譲受証の交付を受けた後、又はこれと引換えでなければ、麻薬を交付してはならず、且つ、麻薬を交付するときは、同時に、

に、厚生省令の定める様式により作成し、押印した譲渡証を麻薬の譲受人に交付しなければならない。但し、第二十四条第十項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

2 前項の規定により譲受証又は譲渡証の交付を受けた者は、交付を受けた日から二年間、これを保存しなければならない。

（麻薬診療施設及び麻薬研究施設における麻薬の管理）
第三十三条 二人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設の開設者は、麻薬管理者一人を置かなければならない。但し、その開設者が麻薬管理者である場合は、この限りでない。

2 麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあつては、麻薬施用者とする。以下この章及び次章において同じ。）又は麻薬研究者は、当該麻薬診療施設又は当該麻薬研究施設において施用し、若しくは施用のため交付し、又は研究のため自己が使用する麻薬をそれぞれ管理しなければならない。

3 麻薬施用者は、前項の規定により麻薬管理者の管理する麻薬以外の麻薬を当該麻薬診療施設において施用し、又は施用のため交付してはならない。

（保管）
第三十四条 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その業務所内で保管しなければならない。

2 前項の保管は、麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く）と区別し、

かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行なわれなければならない。

（事故の届出）
第三十五条 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に届出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

（免許が失効した場合等の措置）
第三十六条 麻薬業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者は、麻薬業者の免許が効力を失ひ、又は麻薬診療施設若しくは麻薬研究施設が麻薬診療施設若しくは麻薬研究施設でなくなつたとき（麻薬業者の免許が効力を失つた場合において、引き継ぎその者が麻薬業者となつたときを除く）は、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者にあつては都道府県知事に、現

に所有する麻薬の品名及び数量を届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出なければならない者は、これら十の者が届出事由が生じた日から五十日以内に、同項の麻薬を麻薬業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者（同項の麻薬が第十二条第一項に規定する麻薬である場合には、麻薬研究施設の設置者に限る。）に譲り渡す場合に限り、その譲渡及び譲受については、第十二条第一項、第二十四条第一項及び第二十六条第二項の規定を適用せず、また、これらの者の前項の麻薬の所持については、同期間に限り、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定を適用しない。

3 前項の期間内に麻薬を譲り渡した者は、譲渡の日から十五日以内に、第一項に規定する区分に従い厚生大臣又は都道府県知事に、その麻薬の品名及び数量、譲渡の年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所を届け出なければならない。

4 第一項及び前項の規定は、麻薬業者、麻薬診療施設の開設者若しくは麻薬研究施設の設置者が死亡し、又は法人たるこれらの者が解散した場合に、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者に準用し、第二項の規定は、これらの者が麻薬を譲り渡す場合の譲渡及び譲受並びにこれ

らの者の麻薬の所持について、準用する。

5 都道府県知事は、第三項（前項）において準用する場合を含むの届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

第五章 業務に関する記録及び届出

第三十七条 麻薬営業業者（麻薬小売業者を除く）は、業務所に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 輸入し、輸出し、製造し、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、麻薬若しくは家庭麻薬の製造若しくは麻薬の製剤のために使用し、又は廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日
- 二 輸入若しくは輸出又は譲渡若しくは譲受の相手方の氏名又は名称及び住所
- 三 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量

2 麻薬営業業者（麻薬小売業者を除く）は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

第三十八条 麻薬小売業者は、業務所に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 譲り受けた麻薬の品名及び数量並びにその年月日
- 二 譲り渡した麻薬（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く）の

品名及び数量並びにその年月日

三 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量

四 廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日

2 麻薬小売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

第三十九条 麻薬管理者は、麻薬診療施設に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受け、又は廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日
- 二 当該麻薬診療施設の開設者が譲り渡した麻薬（施用のため交付したコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く）の品名及び数量並びにその年月日
- 三 当該麻薬診療施設で施用した麻薬（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く）の品名及び数量並びにその年月日
- 四 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量

2 麻薬管理者は、前項の帳簿を閉鎖したときは、すみやかにこれを当該麻薬診療施設の開設者に引き渡さなければならない。

3 麻薬診療施設の開設者は、前項の規定により帳簿の引渡を受けたときは、最終の記載の日から二年間、これを保存しなければならない。

第四十条 麻薬研究者は、当該麻薬研究施設に帳簿を備え、これに左

に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新たに管理に属し、又は管理を離れた麻薬の品名及び数量並びにその年月日

二 製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量並びにその年月日

三 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量

2 麻薬研究者は、前項の帳簿を閉鎖したときは、すみやかにこれを当該麻薬研究施設の設置者に引き渡さなければならない。

3 麻薬研究施設の設置者は、前項の規定により帳簿の引渡を受けたときは、最終の記載の日から二年間、これを保存しなければならない。

（施用に関する記録）

第四十一条 麻薬施用者は、麻薬を施用し、又は施用のため交付したときは、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第二十四条若しくは歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第二十三条に規定する診療録又は獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）第二十条に規定する診療簿に、患者の氏名及び住所（患者にあつては、その種類並びにその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所）、病名、主要症状、施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量並びに施用又は交付の年月日を記載しなければならない。

（麻薬輸入業者の届出）

第四十二条 麻薬輸入業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五

日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器一個あたりの麻薬の量（以下「容器の容量」という。）及びその容器の数

二 その期間中に輸入した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに輸入の年月日

三 その期間中に譲り渡した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲渡の年月日

四 期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

（麻薬輸出業者の届出）

第四十三条 麻薬輸出業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

二 その期間中に輸出した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに輸出の年月日

二 その期間中に麻薬の製造若しくは製剤又は家庭麻薬の製造のために使用した麻薬の品名及び数量

三 その期間中に製造し、製剤し、若しくは小分けした麻薬又は製造した家庭麻薬の品名及び数量並びに製造し、製剤し、又は小分けした麻薬の容器の容量及び数

四 その期間中に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲渡又は譲受の年月日

五 期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

六 その他厚生省令で定める事項

（麻薬元卸売業者の届出）

第四十五条 麻薬元卸売業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

二 その期間中に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲渡又は譲受の年月日

（麻薬卸売業者の届出）

第四十六条 麻薬卸売業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、前条各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を取りまとめ、その期間の満了後五

十日以内に、厚生大臣に報告しなければならぬ。

(麻薬小売業者の届出)

第四十七条 麻薬小売業者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

一 前年の十月十六日に所有した麻薬の品名及び数量

二 前年の十月十六日からその年の十月十五日までの間に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量

三 その年の十月十五日に所有した麻薬の品名及び数量

(麻薬管理者の届出)

第四十八条 麻薬管理者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

一 前年の十月十六日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量

二 前年の十月十六日からその年の十月十五日までの間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間内に当該麻薬診療施設で施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量

三 その年の十月十五日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量

(麻薬研究者の届出)

第四十九条 麻薬研究者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

一 前年の十月十六日に管理した麻薬の品名及び数量

二 前年の十月十六日からその年の十月十五日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

三 その年の十月十五日に管理した麻薬の品名及び数量

(麻薬中毒患者に関する届出)

第五十条 医師は、診察の結果受診者が麻薬に中毒していると診断したときは、すみやかにその中毒患者の氏名、住所、年齢、性別及び中毒している麻薬の名称を、その中毒患者の居住地の都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならぬ。

第六章 監督

(免許の取消等)

第五十一条 厚生大臣は、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者について、都道府県知事は、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者について、これらの者がこの法律の規定若しくはこの法律の規定に基く厚生大臣若しくは都道府県知事の処分違反したとき、又は第三十三条第二号から第五号までの各号の一に該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は期間を定めて、麻薬に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により免許を取り消し、又は業務若しくは研究の停止を命じたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならぬ。

(聴聞)

第五十二条 厚生大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定により免許を取り消し、又は業務若しくは研究の停止を命じようとするときは、あらかじめ、当該麻薬取扱者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合において、厚生大臣又は都道府県知事は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該麻薬取扱者に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 聴聞においては、当該麻薬取扱者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明をし、且つ、証拠を提出することができる。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、当該麻薬取扱者又はその代理人が正当の理由がなくして出頭しないときは、聴聞を行わないで前条第一項の規定による処分を行うことができる。

(報告の徴収等)

第五十三条 厚生大臣又は都道府県知事は、麻薬の取締に必要があるとき、麻薬取扱者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の吏員に、業務所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に

質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、麻薬、家庭麻薬若しくはこれらの疑のある物を取去せることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(麻薬取締官及び麻薬取締員)

第五十四条 厚生省に百五十名以内の麻薬取締官を、都道府県を通じて百名以内の麻薬取締員を置く。

2 麻薬取締員の都道府県別の定数は、政令で定める。

3 麻薬取締官及び麻薬取締員の資格については必要な事項は、政令で定める。

4 麻薬取締官は、厚生省の職員のうちから、厚生大臣が命じ、麻薬取締員は、都道府県の吏員のうちから、都道府県知事が、その者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議して命ずる。

5 麻薬取締官は、厚生大臣の指揮監督を受け、麻薬取締員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、この法律若しくは大麻取締法に違反する罪、刑法第二編第十四章に定める罪又は、麻薬中毒により犯された罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察員として職務を行う。

6 前項の規定による司法警察員と

その他の司法警察職員とは、その職務を行うにつき互に協力しなければならない。

7 麻薬取締官及び麻薬取締員は、司法警察員として職務を行うときは、小型武器を携帯することができる。

8 麻薬取締官及び麻薬取締員の前項の武器の使用については、警察官等職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)第七条の規定を準用する。

(麻薬取締官の職務執行の場所)

第五十五条 麻薬取締官は、別に法律の定めるところにより置かれる地区麻薬取締官事務所へ属し、当該地区麻薬取締官事務所の管轄区域内において、その職務を行う。

2 麻薬取締官は、捜査のため必要があるときは、その属する地区麻薬取締官事務所の管轄区域外においても、その職務を行うことができる。

(麻薬取締官と麻薬取締員の協力)

第五十六条 厚生大臣は、捜査上特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、特定の事件につき、当該都道府県の麻薬取締員を麻薬取締官に協力させるべきことを求めることができる。この場合においては、当該麻薬取締員は、捜査に必要な範囲において、厚生大臣の指揮監督を受けるものとする。

2 都道府県知事は、捜査上特に必要があると認めるときは、厚生大臣に対し、特定の事件につき、当該都道府県の区域を管轄する地区麻薬取締官事務所へ属する麻薬取締

締官の協力を申請することができ
る。この場合においては、厚生大
臣は、適当と認めるときは、当該
麻薬取締官を協力させるものとす
る。

(麻薬取締官と都道府県の区域)

第五十七条 麻薬取締官は、前条に
規定する場合のほか、捜査のため必
要がある場合において、厚生大臣
の許可を受けたときは、当該都道
府県の区域外においても、この職
務を行うことができる。

(麻薬取締官及び麻薬取締員の麻
薬の譲受)

第五十八条 麻薬取締官及び麻薬取
締員は、麻薬に関する犯罪の捜査に
あたり、厚生大臣の許可を受けて、
この法律の規定にかかわらず、何
人からも麻薬を譲り受けることが
できる。

第七章 雑則

(都道府県の支弁及び国庫の負担)
第五十九条 都道府県は、この法律
に基づき都道府県知事が行う免許そ
の他麻薬取締に要する費用を支弁
しなければならない。

2 麻薬取締官に要する費用は、政
令の定めるところにより、国庫が
負担する。

3 第五十六条第一項の規定によ
り、麻薬取締官が当該都道府県の
区域外において職務を行つたとき
は、これに直接要した費用は、政
令の定めるところにより、国庫が
負担する。

(国庫に帰属した麻薬の処分)
第六十条 厚生大臣は、法令の規定
により国庫に帰属した麻薬につい

て、大蔵大臣と協議して必要な処
分をすることができ。

(証紙の代価)

第六十一条 麻薬輸入業者、麻薬製
造業者又は麻薬製剤業者は、第三
十条第一項に規定する証紙の交付
を申請するときは、実費の範囲内
において厚生省令で定める額の代
価を国庫に納めなければならない。
(同一人が二以上の免許を有する
場合の取扱)

第六十二条 同一人が二以上の麻薬
取扱者の免許を有する場合には、
この法律中麻薬の譲渡及び譲受に
関する規定の適用については、免
許ごとに、それぞれ別個の麻薬取
扱者とみなす。

(実施命令)
第六十三条 この法律で政令に委任
するものを除くほか、この法律の
実施のための手続その他その執行
について必要な細則は、厚生省令
で定める。

第八章 罰則
第六十四条 第十二条第一項の規定
に違反した者は、七年以下の懲役
に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。
第六十五条 第十二条第二項、第十
三条、第十七条、第二十條、第二
十二条、第二十四条第一項から第
九項まで、第二十六條、第二十七
條第一項から第三項まで又は第二
十八條の規定に違反した者は、五
年以下の懲役若しくは十萬圓以下
の罰金に処し、又はこれを併科す
る。

2 前項の未遂罪は、罰する。
3 前二項の場合において、刑法に正

条があるときは、同法による。
第六十六条 営利の目的で前二条の
違反行為をした者は、七年以下の
懲役に処し、又は情状により七年
以下の懲役及び五十萬圓以下の罰
金に処する。

第六十七条 常習として第六十四条
又は第六十五条の違反行為をした
者は、一年以上十年以下の懲役に
処する。

2 前項の規定にあたる行為が前条
の規定に触れるときは、その行為
者を一年以上十年以下の懲役に処
し、又は情状により一年以上十年
以下の懲役及び五十萬圓以下の罰
金に処する。

第六十八条 前四条の場合において
は、犯人が所有し、又は所持する
麻薬は、没収する。但し、犯人以
外の所有に係るときは、没収しな
いことができる。

第六十九条 左の各号の一に該当す
る者は、三年以下の懲役若しくは
五十萬圓以下の罰金に処し、又はこ
れを併科する。但し、刑法に正条
がある場合には、同法による。
一 第十四条第一項の規定に違反
して、許可を受けずに麻薬を
輸入した者

二 第十八条第一項の規定に違反
して、許可を受けずに麻薬を
輸出した者
三 第二十一条第一項の規定に違
反して、許可を受けずに麻薬
又は家庭麻薬を製造した者
四 第二十三条第一項の規定に違
反して、許可を受けずに、麻
薬を製剤し、又は小分けした者

五 第二十五条の規定に違反した
者

六 第五十一条第一項の規定によ
る業務又は研究の停止の命令に
違反した者
第七十条 左の各号の一に該当す
る者は、一年以下の懲役若しくは三
萬圓以下の罰金に処し、又はこれ
を併科する。
一 第四条第三項の規定に違反し
た者

二 第二十七条第四項の規定によ
る処方せんの記載にあたり、虚
偽の記載をした者
三 第二十九条の規定による許可
を受けないで麻薬を廃棄した者
四 第三十条第一項から第三項ま
で又は第三十一条の規定に違反
した者

五 第三十二条第一項の規定によ
る譲渡証の交付を受けずに、
又はこれと引き換えずに麻薬
を交付した者
六 第三十二条第一項の規定によ
る譲渡証を交付しないで麻薬を
交付した者

七 第三十二条第一項の規定によ
る譲渡証又は譲渡証に虚偽の記
載をした者
八 第三十二条第二項、第三十三
条又は第三十四条の規定に違反
した者

九 第三十五条第一項又は第三十
六条第一項(同条第四項におい
て準用する場合を含む。)若しく
は第三項(同条第四項において
準用する場合を含む。)の規定に
よる届出にあたり、虚偽の届出
をした者

十 第三十七条第一項、第三十八
条第一項、第三十九条第一項又
は第四十条第一項の規定に違反
して、帳簿を備えず、又は帳簿
に記載をせず、若しくは虚偽の
記載をした者

十一 第三十七条第二項、第三十
八条第二項、第三十九条第三項
又は第四十条第三項の規定に違
反して、帳簿の保存をしなかつ
た者

十二 第四十一条の規定による診
療録又は診療簿の記載にあた
り、虚偽の記載をした者
十三 麻薬処方せんを偽造し、又
は変造した者

第七十一条 第三十五条第一項、第
三十六条第一項(同条第四項にお
いて準用する場合を含む。)若しく
は第三項(同条第四項において準
用する場合を含む。)第三十九条
第二項、第四十条第二項、第四十
一条又は第五十条第一項の規定に
違反した者は、六月以下の懲役若
しくは一萬圓以下の罰金に処し、
又はこれを併科する。

第七十二条 左の各号の一に該当す
る者は、五十萬圓以下の罰金に処
する。
一 第四十二条から第四十五条ま
で、第四十六条第一項又は第四
十七条から第四十九条までの規
定に違反して、届出をせず、又
は虚偽の届出をした者

二 第五十三条第一項の規定によ
る報告をせず、若しくは虚偽の
報告をし、又は立入、検査若し
くは収去を拒み、妨げ、若しく
は忌避した者

第七十三条 第七條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第十五条又は第十八条第六項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第六十五條第一項若しくは第二項、第六十六条、第六十七條第二項又は第六十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第七十五条 第八條又は第十條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

（麻薬取締法の廃止）

2 麻薬取締法（昭和二十三年法律第二百二十三号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（経過規定）

3 旧法に基いて厚生大臣のした免許、許可その他の行為で、この法律に各相当する規定のあるものは、それぞれこの法律に基いて厚生大臣又は都道府県知事のしたものとみなす。

4 旧法に基いて交付された麻薬取扱者の免許証は、この法律に基いて交付されたものとみなす。

5 旧法第二十九条第一項の規定に基き発行された証紙及び同条同項

の規定により施された封は、それぞれこの法律第三十条第一項の規定に基き発行され、及び同条同項の規定により施されたものとみなす。

6 旧法第十三条第一項の規定により交付された譲受証及び譲渡証は、それぞれこの法律第三十二条第一項の規定により交付されたものとみなす。

7 この法律の施行の際、現に二人以上の麻薬施用者が診療に従事する家畜診療施設の開設者については、この法律の施行後三月間は、第三十三条第一項の規定を適用しない。

8 前項の開設者が自ら麻薬管理者となり、又は麻薬管理者一人を置くまでの間は、同項の家畜診療施設で診療に従事する麻薬施用者は、当該施設において自己が施用し、又は施用のため交付する麻薬を、且つ、その管理する麻薬以外の麻薬を当該施設において施用し、又は施用のため交付してはならない。

9 前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

10 この法律の施行の際、現に旧法第十四条第三項の規定により保存されている帳簿は、この法律第三十七條第一項、第三十八條第一項、第三十九條第一項又は第四十条第一項の帳簿とみなす。

11 この法律の施行の際、現に前項の帳簿を保存している麻薬施用者若しくは麻薬管理者又は麻薬研究者は、すみやかにその帳簿を、当

該麻薬診療施設の開設者又は当該麻薬研究施設の設置者に引き渡さなければならない。

12 前項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

13 麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者は、第十一項の規定により帳簿の引渡を受けたときは、これを最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

14 前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

15 第七十四條の規定は、前項の違反行為があつた場合に準用する。

16 この法律の施行前にした違反行為（旧法による麻薬でこの法律により麻薬及び家庭麻薬のいずれにもされないもの並びに旧法による家庭麻薬に関する違反行為を除く。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

17 この法律の施行の際、現に旧法第五十二条の二の規定により都道府県に駐在する麻薬取締官である職員が引き続き都道府県の麻薬取締官となつた場合には、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十条の規定の適用がある場合を除き、その職員が引き続き麻薬取締官に関する事務に従事する間に限り、同条の規定を準用する。

18 国の所有に属する動産で、都道府県に駐在する麻薬取締官が、こ

の法律の施行の際現にその事務の用に供しているものは、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第三条の規定にかかわらず、当該都道府県に譲与することができ、この場合においては、同法第五条第二項の規定を準用する。

19 昭和二十八年年度に限り、第十一条第一項の規定により納められる手数料は、同条第二項の規定にかかわらず、全部国庫の収入とし、また、国庫は、第五十九条第二項及び第三項並びにこの法律による改正後の地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十条第六号の二の規定にかかわらず、予算の定めるところにより、この法律に基き都道府県知事が行う免許その他の事務に要する費用を都道府県に交付する。

（薬事法の一部改正）
20 薬事法の一部を次のように改正する。
第四十一条第六号中、「コカ葉、コカイン、コデイン、モルヒネ、阿片」を削る。
（厚生省設置法の一部改正）
21 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
第五号第四十九号を次のように改める。
四十九 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者の免許を行ひ、その免許を取り消し、

並びに業務の停止を命ずること。
（地方財政法の一部改正）
22 地方財政法の一部を次のように改正する。
第十条第六号の次に次の一号を加える。
六の二 麻薬取締官に要する経費

別表
一 阿片及びコカ葉
二 モルヒネ及びその塩類
三 ジアセチルモルヒネその他モルヒネのエステル及びその塩類
四 コデイン、エチルモルヒネその他モルヒネのエーテル及びその塩類
五 ジヒドロモルヒネ、ジヒドロモルヒノン、メチルジヒドロモルヒノン、ジヒドロデスオキシモルヒネ、エヌアリアルノルモルヒネ、ジヒドロコデイン、ジヒドロコデイノン、ジヒドロヒドロキシコデイノン、テバイン及びこれらのエステル
六 前号に掲げる物の塩類
七 モルヒネ、エヌアリアルノルモルヒネ、ジヒドロコデイン、ジヒドロコデイノン、ジヒドロヒドロキシコデイノン、テバインの他の五価酸素モルヒネ及びその誘導体
八 エクゴニン及びその塩類
九 コカインその他エクゴニンのエステル及びその塩類
十 一―メチル―四―フェニル―ピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類
十一 四―（三―ヒドロキシ―フェニル）―一―メチル―四―ピペリジールエチルケトン及びその塩類

- 十二 一—メチル—四—(三)—ヒ
ドロキシフエニル—(三)—ヒ
ジ—四—カルボン酸エチルエ
ステル及びその塩類
十三 アルファ—一—三—ジメチ
ル—四—フエニル—四—プロピ
オンオキシビベリジン及びその
塩類
十四 ベーター—一—三—ジメチ
ル—四—フエニル—四—プロピ
オンオキシビベリジン及びその
塩類
十五 四—四—ジフエニル—六—
ジメチル—アミノ—ヘプタノール—三
及びその塩類
十六 四—四—ジフエニル—五—
メチル—六—ジメチル—アミノ—ヘ
キサノール—三及びその塩類
十七 四—四—ジフエニル—六—
ジメチル—アミノ—ヘプタノール—
三及びその塩類
十八 四—四—ジフエニル—六—
ジメチル—アミノ—三—アセトオ
キシ—ヘプタン及びその塩類
十九 四—四—ジフエニル—六—
モルフォリノ—ヘプタノール—三及
びその塩類
二十 ベーター—一—メチル—三—
エチル—四—フエニル—四—プロ
ピオンオキシビベリジン及び
その塩類
二十一 三—ヒドロキシ—エ
ヌ—メチル—モルヒナン及びその
塩類
二十二 三—メトキシ—エヌ—
メチル—モルヒナン及びその塩類
二十三 前各号に掲げる物と同種
の濫用のおそれがあり、且つ、

同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの
二十四 前各号に掲げる物のいづれかを含有する物。但し、千分中十分以下のコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を含有し、これら以外の前各号に掲げる物を含有しない物を除く。

大麻取締法の一部を改正する法律案

大麻取締法の一部を改正する法律案
大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「その種子並びにそれらの製品」とを「その種子及びその製品」とに改め、
「並びに発芽不能の種子及びその製品」を削る。

第二条第二項及び第三項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。
第四条に次の但書を加える。

但し、大麻研究者が、厚生大臣の許可を受けて、大麻を輸入し、又は輸出する場合は、この限りでない。

第五条第一項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第六条第一項中「厚生省」を「都道府県」に改める。

第七条第一項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第九条中「国庫」を「都道府県」に改める。

第十条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 大麻取扱者は、大麻取扱者名簿の登録事項に変更を生じたときは、十五日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

6 大麻取扱者は、免許証をき損し、又は亡失したときは、十五日以内に、その事由を記載し、且つ、き損した場合にはその免許証を添えて、都道府県知事に免許証の再交付を申請しなければならない。

7 大麻取扱者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、十五日以内に、都道府県知事にその免許証を返納しなければならない。

第十一条中第一項を削り、第二項中「国庫」を「都道府県」に改め、同項の項番を削る。

第十二条を次のように改める。

第十四条中「種子以外の大麻」を「大麻」に、「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十五条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削る。

第十七条及び第十八条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十条 厚生大臣は、法令の規定により国庫に帰属した大麻について、大蔵大臣及び農林大臣と協

議して必要な処分をすることができ。

第二十一条第一項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条第一項及び第二項中「当該官吏」を「麻薬取締官又は麻薬取締員その他の官吏」に改める。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 都道府県は、この法律に基づき都道府県知事が行う免許その他大麻取締に要する費用を支弁しなければならない。

第二十五条第一項第一号中「又は第二十二條第二項」を削り、同条同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二十六条第二号中「第十条第四項の下に」又は第七項」を加え、同条中第三号を削り、第四号中「第二十条第一項の規定による処分又は」を削り、「立入検査若しくは収去」を「立入、検査又は収去」に改め、同号を第三号とする。

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 この法律による改正前の規定に基いて厚生大臣のした免許、許可その他の行為は、改正後の規定に基いて都道府県知事のしたものとみなす。

3 この法律による改正前の規定に基いて交付された大麻取扱者の免許証は、改正後の規定に基いて交付されたものとみなす。

4 この法律の施行前にした違反行為（大麻草の種子及びその製品に關する違反行為を除く。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

罰則の適用については、なお従前の例による。

5 昭和二十八年年度に限り、この法律による改正後の第九条又は第十条の規定により納められる手数料は、これらの規定にかかわらず、国庫の収入とし、また、国庫は、麻薬取締法（昭和二十八年法律第百九号）附則第二十二項の規定による改正後の地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十条第六号の二の規定にかかわらず、予算の定めるところにより、この法律による改正後の規定に基き都道府県知事が行う免許その他の事務に要する費用を都道府県に交付する。

○山縣國務大臣 たいだいま議題となりました麻薬取締法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げたいと存じます。

麻薬による保健衛生上の危害を防止することが、社会的人道的にきわめて重要でありますことは申すまでもないこととあります。これが取締りにつきましては、終戦以來特に嚴格に行つてゐるところであります。しかしながら現行麻薬取締法は昭和二十三年に制定されたものであり、当時の社会情勢と現在とは、麻薬取締りの面におきまして、かなりの相違があるものであります。すなわち取締りの趣旨が周知徹底するに伴ひまして、麻薬取扱者である者の違反行為は逐年減少しつつあるものであります。この反面国際交通の頻繁化に伴ひまして、組織的な密輸入、不正取引等悪質な事犯が特に顯著に現われて來てゐるのであります。従

つてこの際、事態に即した効果的な取締りを強化することが必要であると考へまして、現行の法律を廃止して新たに麻薬取締法を制定いたさんとするものであります。

現行法におきましては、麻薬の輸出は一切禁止されているのであります。が、新たに麻薬輸出業者を設け、これが厚生大臣の許可を受けまして麻薬を輸出する道を開くとともに、現行の家庭麻薬を麻薬の範囲から除外し広く国民医療に供し得るようにする等のため、麻薬取締者の種類を調整することが、まず第一に必要であると考えられるのであります。

次に現在麻薬の取締りに関する事務は、すべて国が直接行つてゐるのであります。が、麻薬取締者の免許その他取締りに関する事務の一部は、これを都道府県知事に委任いたし、国の麻薬取締官に對する職員として都道府県に麻薬取締員を置き、それによつて必要な取締りを行はしめることが実情に即し、かつ効果的であると考へられるのであります。

さらにまた現行制度におきましては、麻薬取締者に対して帳簿の記載、報告の提出等煩雜な手続を要求いたしてゐる点も少くありませんので、この際これらの義務を必要最少限度に軽減いたし、医療及び學術研究のために使用する麻薬の入手を容易にいたしまするとともに、これらの用途につきましてはなるべく広範囲の使用を認め、国民医療及び學術研究の万全を期したいと考へるのであります。

その他取締りに関する規定の整備をはかる等のことが必要と考へられまし

て、所要の改正を行わんとするものであります。

以上この法律案を提出いたしまする理由につきまして申し述べました。

次に、大麻取締法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げたいと存じます。

大麻の取締りは大麻取締法の定めるところによりこれを行つてゐるのであります。が、最近の事情は法律制定の當時とかなり相違してありますので、この際実情に即してこの取締りを緩和したいと考へるのであります。すなわち、大麻草の種子は、従来大麻として取締りの対象となつてゐるのであります。が、これを取締りの範囲から除外し、これに伴ひ、大麻の譲渡、譲り受け、手続に関する制度を廃止することが改正の第一点であります。

また、従来大麻取締者の免許その他大麻取締りに関する事務はすべて国が行つてゐるのであります。が、これを都道府県知事に委任することが改正の第二点であります。その他、取締り緩和のため各規定の整理を行う必要があると考へまして、所要の改正を行わんとするものであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○平野委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。

○平野委員長 この際前にもどりました。国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案を議題とし、審議を進めます。佐藤芳男君。

○佐藤(芳)委員 私は前回、本問題に

連関いたしました。三、四の質疑を行つたのであります。幸いにして政府当局よりおおむね満足すべき御答弁をいただいたて喜ぶものでございしますが、なおその際私は、医療給付に對する一割五分の国庫補助につきまして、もちろん私どもの意図いたしました二割と比較いたしました。少いものではございしますが、けれども、多年大蔵省が、私どもの要請にかかわらずがえんじなかつたこの助成を認むるに至りました。しかも、案を見るに至りましたことは、まことに喜ばしいのであります。この点に關しましての委員長の御審議に對して、私は先刻も感謝の意を表したものであります。が、大臣が出席をされましたから、この際同じ意味におきまして、大臣にも感謝の意を表するものでございします。

なおこの際、大臣に要望をいたしておきたいと思つてあります。大臣のこのたびの御審議には感謝の意を表するのであります。が、私は社会保障の確立の立場から、さらに今後の御審議を期待するのでございします。先般国民健康保険を実施いたしております市、約九十箇市でございしますが、その会合の際に大臣はごあいさつをなさいます。で、その際、諸君の要望はよくわかるけれども、自分は厚生大臣であるともにも國務大臣であるから云々というお言葉をちやうだいたしたものでございします。もちろん厚生大臣であるともにも國務大臣であられることは、官制によつてきわめて明瞭なことであり、私どもがまず先に気づきますことは、総て予算であつて、重点的施策に乏しいという点でございしますが、何に重点

を置かなければならないかと申しますれば、今日の場合、社会保障に重点を置かなければならぬことは当然なことである。従ひまして、厚生大臣であり、同時に國務大臣であられるという立場からお考えください。まして、社会保障の問題には大いに熱意を傾けていただく理由があると考えますので、決してこれは厚生省の予算ぶんどりのために大臣が陣頭に立つのではない、社会保障確立のために奮闘するのであるという厚生大臣と國務大臣を兼ねた立場においても、徹底的な御審議が望ましい。私はかように考へるのであります。少ないながら一割五分の医療給付費に對する國庫の助成を見ましたことにつきて、重ねて大臣の御審議に感謝するとともに、私どもは山縣厚生大臣に大いに期待をいたしておるのでございしますから、今後の御審議を希望いたします。私の質疑を打ち切りたいと思ひます。

○山縣國務大臣 ただいま佐藤委員のお言葉をちやうだいたしたしまして、私感謝をいたしたいと思ひます。同時に、厚生大臣であり國務大臣であります私に對しての御要望も拝聴いたしました。私も今後努力いたしたいと考へております。社会保障の今後の推進、拡充に對してのお言葉をございしました。が、この点につきましては、先般長谷川先生からも予算委員会等においていろいろお教を賜つて、その際私が答へた通りであります。少くとも社会保障制度に對しての熱意は、私は十分持つてゐるつもりであり、またその信念のもとに今後も進んで参りたいと考へております。ただ国家財政全般の点から予算の編成を見ます際に、いろいろ問題がございまして、本会議あるいは予算委員会において皆さんの御意見を承つておりますれば、予算規模の問題についていろいろお話もあり、あるいはまたこの際は生産的な面に予算を使わなくてはいかぬということを、野党の皆さんからのお話の中にも拝聴いたしました。この際あえて私は論議をいたしません。が、いろいろ問題はございまして、私は今回の予算編成にあたりましては相當の熱意を持つてやつたつもりであります。御批判は別でございしますが、ただいまのお言葉に對しまして感謝をいたしますとともに、今後とも努力をいたしたい。但し、国家予算に占める厚生省予算の問題につきましては、現段階においては、少くとも相當の努力と熱意を持つてやつたということだけは申し上げることができると思ひます。

○平野委員長 ただいま佐藤委員の御発言中、今回政府が二十八年度予算案におきまして、国民健康保険に對する医療給付費の金額を計上したことは、不肖委員長が努力の結果である。これはお言葉がございしたけれども、これははなはだ間違ひでございまして、先般本委員会におきましては、国民健康保険に關する永山小委員長初め委員各位の各派共同提案によつて、本会議において国民健康保険危機突破に關する決議案を可決せられ、その結果によるものと考へるわけでありまして、一に厚生委員各位の御努力の結果であるのであります。この際その御発言を訂正しておきたいと思ひます。勝俣君。

○勝俣委員 国民健康保険に對する一割五分の國庫補助の出たことは、皆様

とともにまことに御同慶と存じている次第であります。

なお政府におきましては、ただいまの国民健康保険が、市町村単位と申しますか、あるいは組合でもやつておりましたけれども、これを拡大いたしまして、都道府県単位のような組織にかえて、そして国民健康保険経済の安定をはかるようなお考えが近くあるかどうか。これがためには、あるいは強制加入という問題も出て来るじやなかろうかと思ひますが、どういふようなお考えをお持ちになつていらつしやるか。先ほど局長のお話では、五箇年計画といふようなことも承つたのでございしますが、その中にさういふようなお考えも含まれてゐるかどうか、一応お伺ひたいと思ひます。

○久下政府委員 国民健康保険の经营主体を府県単位ぐらゐに持つて行つたらどうかといふことにつきましては、かねてからさういふ御意見を私どもも伺つており、検討いたしてゐるのでございしますが、ただいまのところまだその点につきましては、積極的な結論を得るに至らないのであります。もちろん現在のような単位の小さい、市町村ごとの保険事業をやつて参りますことは、財政的な面から申しまして不適當と考えられる面がないわけではございませんが、しかしながらまたこの事業は、お互ひに助け合ふという精神が基調になつております関係上、経営主体が大きくなりますると、こゝろの精神的な基礎において欠くるうらみもないわけではございませんので、それらの点につきましてはなお十分検討を要するのではないかと思つておる次第でございします。ただ伝えられるところによりま

ると、自治庁方面におきまして、積極的に市町村の合併を奨励する方針があるようにも伺つておるのでございします。こゝろのことが実現をいたしまするならば、ちよつと今申し上げましたような点につきましては中間を行く制度であり、私どももいたしまして、国民健康保険の強化の上に相当効果のある結果になるのではないかとと思つておる次第でございします。現在はその結果がどうなるかといふことを見守つておるところでございします。五箇年計画を立てたいといふのは、まだ腹案にすぎないのでございしますが、御指摘のようないふ点まで入れますかどうかにつきましては、今後御趣旨の点も尊重いたしまして十分検討いたしたいと思つております。

○平野委員長 他に御質疑はございせんか。御質疑もないやうでございしますが、本案はさきに国民健康保険に関する小委員会に付託をいたしましたので、この際国民健康保険に関する小委員長より、小委員会の報告に関する発言を求められておりますから、この報告をお聞きすることといたします。永山忠則君。

○永山委員 ただいま議題となつております国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案に關しまして、国民健康保険に関する小委員会は、大蔵及び厚生当局を呼びまして、慎重に審議を続けました。そして次のような附帯事項並びに昭和二十八年度における国民健康保険助成交付金交付要綱の一部修正その他の要望等を付しまして、原案に賛成することになりました。

この際附帯事項について申し上げます。

一 附帯事項
国民健康保険再建整備資金貸付金をできるだけ多くの保険者に対して貸付ができるようにして、貸付予算総額を有効に使用するため、法第三条及び第四条の二の「特別の事由」を広く解釈運用すること。
二 貸付手続をできるだけ簡素化し、貸付事務の迅速をはかること。

右附帯事項を付して原案に賛成することといたしました。

同時にその際当局の了解を得ました点は昭和二十八年年度における国民健康保険助成交付金交付要綱の三、算定方式のうちの(一)第一方式——振興奨励交付方式の「左表に定めるところにより」といふ、この表の最後の「百分の九十五以上」を削除し、その前にある「百分の九十以上」の下に「百分の九十五未満」を削除して、級は一級、二級、三級の三段階にすること、次に第三方式のうちの表の「昭和二十七年」度における被保険者一人当り療養給付費の六百円未満、六級の下にある「療養給付費の百分の五に相当する金額」とある「五」を「六」に訂正し、次の六百円以上七百円未満、五級の下にある「療養給付費の百分の六」とある「六」を「六・五」に相当する金額に修正をして、政府がこれを実行するといふことの了解を得ました。

次に小委員会が委員より強く要望されましたものは、療養給付費に対する国庫補助はすみやかに二割以上、結核は五割以上にすること、直營診療所施設に關する国庫補助の増額と整備拡充、全市町村に実施を促進すること、国民健康保険法第二条を将来改正して強制設立になし、これが経営単位を県単位に引上げること、といったような強き要望が委員からありましたことをつけ加えておきます。

右の通り御報告申し上げます。

○平野委員長 これにて小委員長の報告は終了しました。次にただいまの報告につきまして御発言がありましたら許可いたしたいと存じますが、ございしますか。別段御発言もないやうでありますから、これにて質疑は終了いたしました。

次に本案についての討論の通告があります。これを許可いたします。堤ッル君。

○堤(ツ)委員 わが日本社会党は本法案に賛成をいたすものでございしますが、この際一言討論の中に党の意向をはつきりと申し述べまして、政府に強く国保に対するところの二、三の要望をしておきたいと思ひるのでございします。国民健康保険が氣息えんぐの経営状態を続けて参りまして、やつと二十八年度の予算におきまして三十数億の援護の金を政府から得まして、やや立ち直るかの目が見えたことはまことにけつこうでございしますけれども、しかしこれをもつてして国保が完全に立ち上り得るかどうかはなほ疑問でございします。しかも昨年度まで実施されて参りましたところの奨励資金の貸付交付であるとか、再建整備資金の貸付などを見ておきまして、そのやり方は政府当局におきまして非常にも満足でございします。私をして言わしめ

れば、非常な危機感どころか、すでに転落しつつあるところの国保に對しまして、今日なお政府におきましては、金を持ちながらもまだその金を残して手廻ししておらないといふような点が聞え見られますことは、はなはだ残念でございします。どうか今回の一部改正によりまして、再建整備が真に軌道に乗りまして、この医療給付の国庫一割五分負担と相まつて、二十八年度以降の国保が、社会保険の基幹ラインとして立ち上ることを私は切に要望したいのでございします。この一割五分負担につきましても、ただいま改進黨並びに小委員長などから御発言がございしましたやうに、決して満足な額でなく、約束するものではございません。私たちはさらに当委員会におきましても、皆様方の御協力と相まつて、来年度はもつと強化した国保への態勢を固めたいと思ひるのでございします。ことに国民のうちに、まだ三千四、五百万の国保の恩恵に浴さない町村民があるといふことは大きな問題でございまして、少くとも国保といふところのこの制度は、日本国民である限り、その居住地域内において、国保によつてその保健を保障されるの態勢がなければならぬのでございします。従つていまだ実施されておらないところの市町村には、義務的にこれの強制をいたすべく、しかもそれは国庫によつてこれを運営するべく、ただいまの附帯決議の通り即刻やらなければならない問題でございまして、やや急慢の氣味のありました政府当局におかれましては、この委員会の主張を了とされまして、今日ただいまから、どうか十分御留意の上、この金を

生かしながら着々前進されることを切に願うものでございます。

それからこの委員会の本法律案の審議途上においてはつきりいたしましたごとく、せつかく当初予算の中に再建整備や貸付金などを盛り込んでおきながら、年度末の一月を過ぎてから、その金が三分の二以上も余つておるといふような貸付の冷淡なあり方であつてはならないのでございまして、私はこの点を政府に追究いたしましたところ、局長からも、以後留意されて、ある金は十分使つて国保の強化に万全を期したいといふ御答弁がございしましたから、一応その計画を了いたしましたして信用いたしますが、なお不安なところがございます。どうかせつかくとりまいた予算を十分生かされまして、この国民の保険にこたえられるよう切望するものでございます。

なおわが党といたしまして時に強調いたしておきたいのは、現在の国民の保険制度についてでございますが、健康保険制度あり、国民健康保険制度あり、また国家公務員、地方公務員は共済組合あり、船員は船員保険あり、またここに上程されておりますところの日雇労働者健康保険あり、またつく林のごとく保険制度が濫立いたしてございまして、しかも、一つの制度に対しては国が厚く、一つの制度に対しては国が薄くというやうな、今日の乱脈きわまることこの保険行政では、とうてい国民の健康保障に耐え得ないのであります。こゝねがわくは、近き将来社会保険制度が確立いたしますときには、現在の国民健康保険制度一本にまゝめて、職場を持つ国民でなくとも、またあつても、農民であらうとも、中小企

業であらうとも、老若男女を問はず、すべて国民たる者はその居住地域内において国保をもつて保健を保障されるという建前、国保一本の線に持つて行かれるのが当然であると思ひます。で、どうか政府におきましては、一つ一つに手入れをいたしてございまして、もう、まるで膏藥を張つたやうな形で、とうてい満足な制度が望み得ない今日のこの乱脈きわまる行政ぶりをよく御検討になりまして、国保一本にまゝめべく責任を果していただきたいといふことをお願いし、わが党におきましても、少くともその線に向つて前進いたしたいと思つておりますので、どうか国会の委員会におかれまして、今後をうした研究がますます行われまことを要望いたしまして、わが党を代表いたしまして賛成するにあたりまして、一言付しておきたいと思ひます。

○平野委員長 柳田秀一君。
○柳田委員 私は日本社会党を代表いたしまして、上程されました国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案に対して賛意を表せんとするものであります。二、三の意見を申し上げたいと存じます。

第一の点は、現在の国民健康保険が先般来御論議されておりますやうに、一割五分の国庫負担が獲得できまして、やや慈眉を開いたとも申し上げたいのであります。なおこれをもちつてはわれわれはとうてい満足することはできないのであります。これをもちつてもなおかつ大体全国平均いたしますと約半額の五割は患者の自己負担になつておるやうなことであります。さらにそれを設置してあります保険者

でありまする市町村におきましては、なおかつこれによつて赤字で苦しんでおるのであります。そこで私はこの日本の農民層、あるいは漁民層、あるいは中小企業層、あるいは広汎な層を対象とする国民健康保険が全国に完全に普及しておらぬ点を遺憾とするものであります。これが、積極的に全国民が漏れなく、社会保険に入らない者はひとしく国民健康保険に網羅するといふ方向に持つて行つていただきたい。しかもそう申しても、強制的に立法措置によつて強制する以外には、なか／＼市町村においてこの設置を今の情勢ではがえんじないと思つておられます。現在におきましてこれを設置してある市町村は非常に良心的な市町村でありまして、設置はしたが、その国民健康保険の精神よりも、赤字になる、あるいは財政的に苦しむといふ方々をばはんをばいじて、設置せぬのが実情であります。従いまして設置をしてある市町村は、非常に国民医療あるいは社会保険ということに対して関心を持ち、理解を持つた、進んだ知識を持つた市町村であり、設置をせざる市町村はこれを少し言葉を強めて言うならば、いささかずるいと言つてもこれはやや過言ではないと思つておられます。こゝういふ表現はあるいは不適当かもしれませんが、さういふふうな観点からも考えられるのであります。そこで問題になりますのは、現在どの市町村におきましても、国民健康保険を実施してあります市町村は、いずれもみな自己財源をそれに充當して、この国民健康保険を運営しておるのであります。これが、平衡交付金のいわゆる基準財政額に認

められないといふことは、私ははなはだしき遺憾であります。従いましてこれを全国的に網羅し、さらに未設置町村をなくするといふやうな線に持つて行くために、やはり平衡交付金の財政基準額といふものに、国民健康保険の特別会計に市町村が繰入れた額といふものを認め、その方向に持つて行くといふことも、これを普及する一つの方法かと思つておられます。さういふ点に關しまして、政府当局におかれまして十分意を用いられたことを希望するのであります。

なお次に申し上げたいのは、昨年健康保険の医療単価が、十四から十四・五銭に上り、一四・五銭に上りましたとき、国保の単価もこれにスライドすべきが当然でありますにもかかわりませず、国民健康保険の会計が苦しいために、社会保険の方は十二・五銭に上り、十一・五銭に上つておられます。国民健康保険は十一・四、あるいは十四・五銭、あるいは十一・四、あるいは十一・五銭といふやうに、各地においてそれ／＼と単価をきめておられます。それゆゑしも一市町村において、社会保険と国民健康保険と両方に入つておる患者があるとするならば、同じ内容の医療給付を受けながら、しかもその単価が違つておるといふやうな、おおよそ常識によつて判断しても首肯することのできぬやうな矛盾を各地に生じておるのであります。かくのごとき原因を生じましたのも、一に国民健康保険の財政が苦しいがために、さういふ便法的処置をとつておるのであります。中には類だけは社会保険と同じ額にしながら、しかもそのうちの一部を医師のいわゆる篤志寄付と申しますか、さういふ形で

補うやうな形式をとつて、表面上はどちらも社会保険と国民健康保険とを同一の単価内容にしながら、実質的に支払う賃金においては差をつけているやうな、こゝういふ苦肉の策を弄しておるところもあるであります。こゝういふ点から考えましても、このたび一割五分の国庫補助ができ、さらに再建整備資金もできました機会に、少くとも厚生当局としては、国民健康保険の単価も社会保険と同様にすべきであつて、さらに今後社会保険の単価が値上りした場合に、当然国民健康保険もその単価にスライドして、いつも社会保険と国民健康保険の単価は同様であるべきが当然であります。こゝういふ点に對しまして、厚生省としては昨年の単価の値上げのときには、むしろ各府県を通じて、それ／＼市町村に国保に關する限りは、単価の値上りを押えるやうな指導をせられたのであります。こゝういふ点に關ししても、すみやかにこれを是正されんことをつけ加えまして、本法案に賛成するものであります。

○平野委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。本案に關する小委員会の決定は、各派共同の附帯事項を付して原案の通り可決であります。本案を小委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○平野委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は附帯決議を付して原案の通り可決いたされました。

なお本案に關する委員会の報告書の作成に關しましては、委員長に御一任

願いたいと存じますから、さように御承願いたします。

○平野委員長 次に船員保険法、健康保険法並びに厚生年金保険法のそれぞれ一部を改正する法律案三案を一括して議題とし、審査を進めます。御質疑があれば御発言を願います。

○柳田委員 健康保険法の一部を改正する法律案でありますが、医療給付が三箇年に延長されておりますが、傷病手当に關しましては従来のままです置きに於てあります。これは過去の歴史を見ても、医療給付の年限を延長すれば傷病手当も延長されるようになっておりますが、今回はそういう措置がとられておりませんが、これに對するお考えを伺いたい。

○久下政府委員 お答え申し上げます。療養の給付と傷病手当金の給付とが一致いたしますことは、私どもも方針として当然であるべきものと考えておるのでございます。しかしながらすでに現行法におきまして、療養の給付期間が二年に相なつておりますが、結核の場合には一年半、その他の一般の場合には六箇月だけ傷病手当金を給付しておる実情でございます。必ずしもそういう方針通りに行つておらないのでございます。今般給付期間を三年に延長いたします改正を企図いたしました際には、この点につきましては私どもは慎重に検討いたしましたつもりでございます。結局財政的な事由が唯一の事由でございます。今日の国保保険財政の上から申しますと、建前として傷病手当金を療養給付期間に一致させることは当然であるとは考えながらも、財政上の理由からやむを得ず現

状維持ということにならざるを得なかつたのでございます。もちろんこのために私どもが現在考へております国保療養給付に對する国庫の補助が実現をいたしますれば、そういう点もおのずから解決を見るはずであつたのでございますが、これまた遺憾ながら二十八年度予算においては実現を見る事ができませんでしたので、やむを得ず傷病手当金の給付期間は現行の通り置きかざるを得なかつた次第でございます。

○日高委員 今の傷病手当の問題でございますが、現在被保険者の傷病手当というものは、一週間公務以外の業務上の病気でなしに休んだ場合には、三日間給付を差引かれることになつておりますが、あれをやはり五日間休み、あるいは七日間休んだら、その期間だけ全額支給してもらふような方向に向つてお考え願えないものでしょうか。また三日間削除するためにおよそどのくらいの金額が浮いて来ますか、その点を伺いたい。

○久下政府委員 三日間期間を置いておりますことは、結局病氣になつたてはたして労働が不能であるかどうかというのを医師に認定をしていただく必要があります。そういう意味合いにおきまして三日間の経過を見まして、労働が不能で病手当金を支給することにしたときに傷病手当金というものは、医学的判断の上からも困るという理由でございます。三日間期間を置いておりますためにどのくらいの金が出て来るかということにつきましては、ただいま計算し

た数字がございせんので、もしお許しただければ後刻大体の数字でも持たせてお目にかけたいと思ひます。

○日高委員 そうしますと、休業を要したか、要しないかの判定に要するだけの三日間の日にちを設けるということをおつしやしましたか、たとえば、急に手術を要しましたような病氣の場合は、振り返つてみて、あの三日間は当然休業手当を出されるのが至当ではないかということがありますので、手術を要した、入院したというふうな場合に於ては、あの三日間も加えてやう。ただかぜを引いたとか、二、三日しか休まなかつたというものについて除外せられることも確に必要であるが、すぐ入院して手術しておるというふうなものについては、休んだ日まで全部を対象とせられるのが至当であると思ひますが、いかがでありますか。

○久下政府委員 御引例のような場合にはそういうことが考えられることもあろうと思ひますが、数多い病氣なり、あるいは負傷なりでもありますので、いろいろ／＼そうしたこまかい差異をつけて取扱ひをいたしますことは、實際問題として事務的に非常に困難であります。大体のところからこの種の問題は取扱わざるを得ない実情でございますので、ただいまのところ私どもとしては、傷病手当金の給付期間三日間というものを全面的に廃止するというものについては、まだそこまで結論に達しておりませんし、将来の問題として検討させていただきますと思ひます。

○日高委員 もう一つお尋ねいたします。この健康保険法の一部を改正する法律案要綱の改正の要綱の第四でございます。保健施設の運営を厚生大臣の指定する法人に委託できることとすることとありますが、あれはどういうことを意味しておるのでございませうか。

○久下政府委員 ただいま御指摘の点はあるいは前にお配り申しました要綱に書いてあつたのではないかと思ひますが、最終的な提案の改正法律案からは除外されております。ただ御質問でありましたからお答え申し上げます。ただ御質問でありましたからお答え申し上げます。ただ御質問でありましたからお答え申し上げます。

○平野委員長 この際お諮りいたします。健康保険法の一部を改正する法律案に關しまして、議員河原田藤吉君より委員外の発言をしようとの申出がございまして、これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平野委員長 御異議ないようでありますから、許可するに決しました。河原田藤吉君。

○河原田藤吉君 委員長の御好意によりまして、私はこの際政府当局にお尋ねをし、かつ皆後方の御理解をお願いすると思ふのであります。

その問題は、今回御審議中の健康保険法五十七条三に關する問題であります。國民健康保険につきまして、先般医療費の國庫負担が解決せられましたことは、私どももことに御同慶にたえぬ次第と存じます。しかるに同じ立場にありますが、いまだこれに對する解決を見ないであります。今回第五十七条三によりまして、従来の医療期間が二年であつたのを三年に延長をするということに提案せられておるのであります。御承知のように健康保険はいわゆる労働保険でありまして、半分ばかりのものが政府管掌、すなわち政府が運営しておる保険であります。また半分ばかりのものがいわゆる組合員の自治として運営せられておるのであります。その数はおよそ八百くらいであります。組合員の数は三百万を越しておると思ふのであります。今回五十七条三の改正

法制局の意見がございましたので、關係の部局とも相談をいたしまして、今回の改正からは除外をいたしましたのでございます。御了承願います。

○平野委員長 この際お諮りいたします。健康保険法の一部を改正する法律案に關しまして、議員河原田藤吉君より委員外の発言をしようとの申出がございまして、これを許可するに御異議ありませんか。

によりまして、従来の医療期間が二年であつたのを三年にするということに相なつておるのであります。これはまたことに趣旨においてはけつこうなことであります。御承知のように健康保険組合のうちには相当實力もゆたかであり、かつ大きな組合もあります。中には小さな組合もあるものであります。たとえば市町村吏員をもつて組織しておる組合のようなものは、いわゆる標準報酬といひますか、これに対する負担も少く、かつまた数も少いために、なか／＼その運営に困難をおこるものもあるものであります。政府管掌におきましては、これは三百万くらいのもので一つのプールになつておられますから、いかうにも運用ができましようが、組合がおの／＼別々になつておられますがために、中にはその運営に困難を感じ、場合によつては、その組合を解散せざるを得ないような情勢にあるものも若干あるように認められるのであります。これに對しまして、あるいは政府においてはさういふ組合は解散をして政府管掌の中へ入つたらいひやないかといふようなお考えのようでありまうが、しかし元來この健康保険法の仕組みといふものは、できるだけ自治的の運営でやらして行くといふことがその趣旨の一つであります。従ひましてできるだけ組合の存続をさせるのが趣旨と思ふのであります。しかるに今のうちに、場合によつては解散せざるを得ないといふようなものができかねないものであります。つきましては従來皆様も御承知のように、健康保険に對しまして、いわゆる労働保険に對しまして、国民健康保険と同じように医療費を国庫が適当に負担していいじやないかといふことは、

担していいじやないかといふことは、社会保障制度審議會その他におきましても、長い間決議せられておるのであります。これがなか／＼実現せられないのであります。もとより国家財政の上におきましてこれは考えなければならぬのであります。私が申すまでもなく、社会保障制度といふものは、これはな／＼進めなければならぬとともに、かつまたこれがいわゆる国内の治安並びに民心の安定の上に重要な關係を持つておられますから、若干切つて今後負担をして、この問題を解決に進められることが今日必要だと思ひます。これは余談であります。要するに今回二年といふものを三年に延長せられました機会に、どうぞひとつさらに従來懸案でありました健康保険に對する、いわゆる労働保険に對する医療費の一部国庫負担といふ問題をすみやかに解決せられまして、いわゆる医療期間を延ばしたといふことと相並んで、その費用に對しても国家が相當の負担をするといふ、はつきりした態度を示される。これが私は最も必要じやないかと思ふのであります。この点につきましては実は厚生大臣にお伺ひしたいのであります。おいでがあらませんから、政府当局から御説明なり御意向を伺ひ、かつこの点をとくと大臣にもお伝へをお願いしたいと、あわせて皆様方の御理解をお願いいたしました次第であります。まことにありがたうございました。

○久下政府委員 河原田先生の仰せになりましたことは、一ごもつともございまして、私どもとしても、今回の法律の改正をするにつきましては、かねて今御指摘のような社会保障制度審議會その他各方面からの御要望の線に沿つて、全面的な療養給付に對する国庫の補助の交渉をして参つたのであります。これは単に二十八年度予算のみでございまして、過去数年間にわたつて、毎年繰返し最後まで主張し續けて参つておるのでございます。依然として健康保険につきましてこの実現を見ることができません。ただよくよく国民健康保険についてのみ一部実現を見たという程度にとどまりましたことは、私どもの微力のいたすところでございまして、まことに申訳なく存じておる次第でございます。ただいま御指摘の三年延長の問題にいたしまして、また先ほど柳田先生の御指摘の傷病手当金の問題にいたしまして、いずれも今日の事業経営体、あるいは労働者の負担能力から見ましては、その方に転嫁することが非常に困難な実情にあらまうので、私どもとしては、それら健康保険の將來の改善のみならず、現在の事業の運営のために、御指摘のように国庫の負担を早急に実現をする必要があると考えておるものでございまして、御趣旨の点につきましては、私は全然同意でございます。ので、大臣にも逐一申し伝え、できるで、大臣にも逐一申し伝え、できるだけ早い機会に、少くとも次の予算の機会には強くこの問題を主張をし、実際に万全の努力をいたす所存でございます。

○柳田委員 ちよつと一点だけ……。最近健康保険の會計が、収支黒字になつておるようになつておるのであります。それが、大体数字をお示し願ひたい。○久下政府委員 政府管掌健康保険について申しますと、昭和二十六年決算によりまして、十億円の黒字になつておりまして、これは昭和二十七年年度の予算の中に組み入れてございまして、それから昭和二十七年年度の財政収支の見込みは、最近の実績まで見まして推定をいたしますと、同様三億四千万の黒字をもつて決算をし得るのではないかと見込んでおります。昭和二十八年度の見込みにつきましては、これはまだ、今日のところ単なる見込みにすぎないのでありますけれども、御提案を申し上げております程度の仕事をやつて行きます上におきましては、ごく少々の黒字あるいは一ぱい／＼の程度で経過して行くことができるという見込みでございます。

○柳田委員 なおくだいようであります。が、傷病手当金の医療給付延長に伴う延長の問題は、今久下局長のお話のように、理論的には当然延長すべきであるが、問題は財政の点からできない、こゝういふお話であります。その間の事情もわかるのであります。何と申しても特に結核のごとき患者は、単に医療をもつて治療できないことだけではないといふ治療できないのであります。これには御承知のように大氣、安静、栄養といふ三原則、これは同時に物心両面から結核を療養しなければ、生活の不安におびえながらで、いかに科学が進歩いたしまして、結核の療養には十分でないと思ふのであります。そういう意味におきましても、もしも許すならば、結核に關してのみでも、傷病手当の問題は、この療養給付の延長に伴つて延長すべきである。またどうしても財政が苦しいならば、三年とは申さない、少しでも延ばしてもらいたい。単に財政が乏しいから今まで通りでストップするといふような安易な考え方はなく、可能な範囲で少しでも延ばして行く、こゝういふ熱意を厚生当局は示してほしいと思ふのであります。幸いに健康保険の會計も多少の黒字になつておるようでありまして、このところはもう一度御再考を促したいと思ふのであります。

○久下政府委員 先ほど申しましたが、傷病手当金の問題は、現在結核は一年半、その他一般の疾病は六箇月となつておるのであります。それで三年延長をいたします場合には、結核だけでもいいじやないか、国家公務員の共済組合は、結核だけに三年延長いたしておるというような議論もあつたのであります。それに關連して、ただいま御指摘の傷病手当金についても、結核のみについて考えたのですが、実は三年延長をいたしますと、その適用を受けまうものは九〇％以上のものが結核でございます。従ひまして結核だけにやるといふことは、問題は結局同じことになつてしまふのであります。こまかい数字を一々申し上げてもよろしうございまして、けれども、二年に延ばすことによりまして、約三十億くらいの財源が必要でございます。三年間まる／＼傷病手当金を出すことにいたしますと、それが大部分、九十何パーセントが結核患者に給付されるものでありますので、四十億程度の財源を必要とする見込みでございます。そうなりますと、現在の三百億前後の健康保険財政から申しますと、こゝういふその負担にたえられないう意味からやむを得ず、一応現行通りにとどめたわけでございまして、

○平野委員長 他に三法案についての御質疑はありませんか。——他に三案についての質疑はないようでありますから、三案についての質疑は終了したものと認めるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平野委員長 御異議ないようでありますから、これで三案の質疑は終了したものと認めます。

それではただいま河原田稼吉君より、健康保険法の一部を改正する法律案に關し附帯決議を付したいとの御要望であらうと存じますので、この際委員長の手で作製いたしました次の附帯決議を付したいと存じます。その決議案文を朗誦いたします。

附帯決議

健康保険法第五十七条の医療期間延長に伴い、健康保険に対する医療の国庫負担につき、政府は此の際に研究を進め、可及的速かにその実現を期せられんことを望む。

以上であります。

次に、三法案を一括して討論に付します。長谷川保君。

○長谷川(保)委員 本改正案は時代の要求に応じまして、ともかくも適用範囲を拡大いたしましたこと、また医療給付につきまして三年に延ばしましたこと、また標準方式の引上げ等、一応みな了承できるのであります。しかしながら健康保険の現状を見ますと、なおその中に幾多の不満がございます。たとえば給付支給につきましての三日間の待機期間の問題、これはたとえば盲腸等急症の急性症に伴う入院患者に対しましては一つの矛盾であります。あるいは傷病手当金の、先ほど柳田委員の質疑にありましたように、一年半でよくと

いう、これもまた非常なる矛盾であると思ひます。先ほどの久下局長からの答弁によりますと、二年に延ばすことによつて三十億円を要する、三年に延ばすことによつて四十億円を要するといふことでございすけれども、国民健康保険に對します今回の国庫負担、あるいは再建整備に要します支出等に対しては、健康保険側におきましても、これは同様の社会保険でございすから、もしその程度の国庫の負担でもつてできますことならば、これは当然国保との平衡という点から申しましても、私は支出していいのではないかと思ひのであります。これは健康保険関係の被保険者の大きな要望であると思ひのであります。あるいはまた補償額の点におきましても、これは共済組合との平衡を講ずべきでありまして、そういたしますればこれは百分の八十を実施するのが平衡を得たものと考えるのであります。さらにまた施行令三十六条によりますと、御承知のように、被保険者代表であります互選議員は、保険組合の連合体の理事並びに単位組織の理事長の被選挙権が認められていない現状であります。従つて単位組合の理事長や常務理事及び連合会の役員になれないのが現状であります。こういう点を改正いたしませんと、被保険者、つまり組合員側の主張が連合体等に徹しません、従つてこの健康保険制度の民主化を妨けておる現状であります。こういうような点を大いに改正しなければなりません。従いましてわが日本社会党といたしましては、今回の改正にあたりまして、条件をつけて賛成いたしたいと思ひのであります。

すなわち、政府は、すみやかに左の改正を行うこと。

一、給付支給の三日間の待機期間の撤廃をすること。

一、傷病手当金を三年に延長するよう努力すること。

一、給付金の国庫負担については国保同様の給付国庫負担を行うこと。

一、補償額を至急上げること。

一、施行令三十六条についてはすみやかに被保険者代表である互選議員が単一組合の理事長並に常務理事にまた連合体の理事に選出できるように改正をすること。

以上五点を条件といたしまして本案に賛成せんとするものであります。

○平野委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより三法案の採決に入ります。まず船員保険法の一部を改正する法律案を、原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平野委員長 御意でないようでありますから、本案は原案の通り可決されました。

○平野委員長 次に、健康保険法の一部を改正する法律案につきまして、先ほど委員長から発議いたしました附帯決議を付して、原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平野委員長 次に、厚生年金保険法の一部を改正する法律案を、原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平野委員長 御異議ないようでありますから、本案は原案の通り可決されました。

なおただいま可決されました三法案に対する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと思ひますから御了承ください。

それでは本日はこの程度にとどめまして、次会に審議を続行することいたします。明日は午後一時より開会いたします。

これにて散会いたします。

午後零時十五分散会

〔参照〕

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕